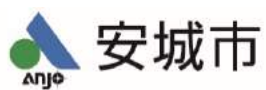




## 第2次安城市環境基本計画

令和3年度（2021年度）～ 令和12年度（2030年度）



安城市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



## 市長あいさつ

本市は、平成 10 年（1998 年）10 月に『地球にやさしい環境都市宣言』を表明し、平成 13 年（2001 年）3 月の「安城市環境基本条例」の制定と合わせて「安城市環境基本計画」を策定し、市民・事業者・行政の協働とパートナーシップのもと、環境の保全及び創造に関する様々な施策を展開してきました。

平成 17 年度（2005 年度）からスタートした第 7 次安城市総合計画においては、めざす都市像として「市民とともに育む環境首都・安城」を掲げ、市内店舗でのレジ袋有料化、古紙や古着の分別収集などに着手し、皆さまのご協力のもと、ごみ減量 20%という大きな目標を達成することが出来ました。また、エコサイクルシティの推進、太陽光発電パネルや次世代自動車の普及などの環境施策に積極的に取り組み、環境 NGO が主催していた「日本の環境首都コンテスト」では、継続的に上位に評価されるなど、多くの成果を挙げてまいりました。

平成 28 年度（2016 年度）からの第 8 次安城市総合計画では、「環境」を含めた「健康」「経済」「きずな」「こども」の 5 つを要素とした「市民一人ひとりが生活の豊かさとともに幸せを実感できるまち」を基本理念に掲げ、「健幸（ケンサチ）」のまちづくりをスタートさせました。環境負荷の少ない社会を実現するためには、環境的側面を優先させただけの施策を推進するのではなく、経済的側面・社会的側面の課題解決にも貢献する必要があります。併せて、経済的側面・社会的側面の施策においても、環境の課題解決に貢献するよう配慮し、社会全体を総合的に向上させることが必要です。令和 2 年度（2020 年度）からの第 8 次安城市総合計画後期計画では、「ケンサチは SDGs」として、持続可能な開発目標（SDGs）とも関連付け、本市にふさわしい一歩進んだ環境都市の成熟した展開を図っていくこととしております。

今回策定した「第 2 次安城市環境基本計画」は、令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間ににおける「生活環境保全」「自然・都市共生」「資源循環」「地球温暖化対策」といった環境施策を進める上での指針となるものです。市民・事業者・行政がつながり、支え合うことにより、この計画を進めてまいりたいと考えております。特に、喫緊の課題である地球温暖化の解決について、菅内閣総理大臣が令和 2 年（2020 年）10 月の所信表明演説で「2050 年までに温室効果ガス実質ゼロ」を宣言されましたとおり、脱炭素社会の構築に向けて積極的に取り組んでいくことが私たち国民の責務であると思っています。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言を頂きました市民の皆さまをはじめ、安城市環境審議会委員並びに多くの関係者の皆様に、深く感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月

安城市長 神谷 学



# 目 次

第1章 計画の基本事項 .....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画期間 .....	4
3. 計画の位置づけ .....	4
4. 計画の主体と役割 .....	5
第2章 理想とするまち .....	6
1. 理想とするまちの姿 .....	6
2. 4つの柱と1つの土台 .....	8
3. 各柱の関連性 .....	10
第3章 施策の展開 .....	12
1. 基本的施策 .....	12
【1】生活環境保全 .....	12
【2】自然・都市共生 .....	23
【3】資源循環 .....	30
【4】地球温暖化対策 .....	40
【5】環境学習・環境行動 .....	51
2. 計画の体系 .....	54
第4章 計画の推進と進行管理 .....	56
資料編 .....	57



# 第1章 計画の基本事項

## 1. 計画策定の趣旨

本市では、平成13年（2001年）3月に、すべての市民が健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、これが将来の世代に継承されることなどを基本理念とした安城市環境基本条例を制定しました。その理念の着実な実現に向け、同年同月に安城市環境基本計画（第1次計画）を策定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたことにより、本市の環境の状況は概ね良好に推移しています。

日本全体では、人口減少が進むなか、本市においては、転入などによる人口増加が続いており、今後の市域のエネルギー使用量やごみの排出量の増加が懸念されることから、環境施策の更なる推進が求められる状況です。平成28年度（2016年度）に策定した市の最上位計画である「第8次安城市総合計画」では、まちの魅力や強みをさらに高めながら、確実に将来世代へつなぎ、豊かさとともに幸せを実感できるよう、「環境」が1つのキーワードとなっています。

また、視野を広くし、近年の環境問題に関する世界の動向を見ると、平成27年（2015年）に持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や地球温暖化対策の新たな国際枠組みとしての「パリ協定」が採択されたほか、海洋プラスチックごみ問題や食品ロスの問題、生物多様性の損失など、地球規模での環境問題に対する国際的な取組みが活発化してきています。

国ではこうした国際的な動向を踏まえ、それぞれの問題に応じた取組みを展開していくこととしており、関係する法律を整備するとともに、「地球温暖化対策計画」（平成28年（2016年）5月）や「第五次環境基本計画」（平成30年（2018年）4月）などの計画を策定しながら持続可能な循環共生型社会の実現を図ろうとしています。

こうした社会情勢も踏まえ、安城市環境基本条例に定める環境都市の実現のため、第2次安城市環境基本計画（第2次計画）を策定しました。

■表 安城市環境基本計画策定以降の市・県などの動き

年度	安城市	愛知県	国	国際社会
平成 12 年度 (2000 年度)	○「安城市環境基本条例」制定【3月】 ○「安城市環境基本計画」策定【3月】		○「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」制定【6月】	
平成 13 年度 (2001 年度)	○安城市せん定枝リサイクルプラント設置【4月】		○「新・生物多様性国家戦略」決定【3月】	
平成 14 年度 (2002 年度)	○安城北部リサイクルステーション設置【6月】 ○安城南部リサイクルステーション設置【11月】	○「第 2 次愛知県環境基本計画」策定【9月】 ○「県民の生活環境の保全等に関する条例」制定【3月】	○「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正【6月】 ○「使用済自動車の再資源化等に関する法律」制定【7月】	
平成 15 年度 (2003 年度)	○桜井リサイクルステーション設置【6月】 ○作野リサイクルステーション設置【12月】		○「資源の有効な利用の促進に関する法律」改正【4月】 ○「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」制定【7月】	
平成 16 年度 (2004 年度)			○「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」制定【6月】	○E U域内排出量取引制度開始【1月】 ○「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(京都議定書)」発効【2月】
平成 17 年度 (2005 年度)	○三河安城リサイクルステーション設置【10月】 ○「安城市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」改正【11月】 ○「安城市環境基本計画」第 1 次改定【3月】		○「京都議定書目標達成計画」閣議決定【4月】 ○「食育基本法」制定【6月】 ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正【6月】	
平成 18 年度 (2006 年度)			○「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正【3月】	
平成 19 年度 (2007 年度)	○御幸本町リサイクルステーション設置【4月】 ○「安城市一般廃棄物処理基本計画 2008～2017 (平成 20～29 年度)」策定【3月】	○「第 3 次愛知県環境基本計画」策定【3月】	○「クールアース 50」発表【5月】 ○「第三次生物多様性国家戦略」(閣議決定)【11月】 ○「クールアース推進構想」発表【1月】	○第 33 回主要国首脳会議(ハイリゲンダムサミット)【6月】 ○「京都議定書」第一約束期間開始【1月】
平成 20 年度 (2008 年度)			○「生物多様性基本法」制定【6月】 ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正【6月】 ○「低炭素社会づくり行動計画」閣議決定【7月】	○第 34 回主要国首脳会議(北海道洞爺湖サミット)【7月】 ○国際再生可能エネルギー機関(IRENA)設立会合【1月】
平成 21 年度 (2009 年度)	○「安城市環境基本計画」第 2 次改定【3月】		○環境対応車普及促進税制開始【4月】 ○「太陽光発電の新たな買取制度」開始【11月】 ○「新成長戦略(基本方針)」閣議決定【12月】 ○地球温暖化防止のための国民運動「チャレンジ 25 キャンペーン」展開【1月】 ○地球温暖化対策に係る中長期ロードマップの提案～環境大臣 小沢鋭仁 試案～【3月】 ○「生物多様性国家戦略 2010」閣議決定【3月】	○「気候変動サミット」開催【9月】
平成 22 年度 (2010 年度)			(東日本大震災発生)【3月】	○「生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)」の開催(日本・愛知)「愛知目標」【10月】 ○「気候変動枠組条約第 16 回締約国会議(COP16)」の開催(メキシコ・カンクン)「カンクン合意」【11月】



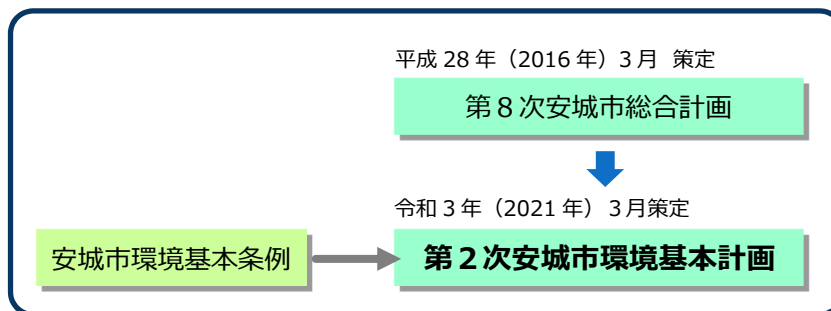
年度	安城市	愛知県	国	国際社会
平成 23 年度 (2011 年度)	○「秋葉いこいの広場環境学習センター」開設【4月】 ○御幸本町リサイクルステーション閉鎖【7月】 ○作野リサイクルステーション移転、新安城リサイクルステーション開設【9月】		○「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」制定【6月】	○「気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)」の開催(南アフリカ・ダーバン)「ダーバン合意」【11月】
平成 24 年度 (2012 年度)	○「安城市一般廃棄物処理基本計画 平成 20～29 年度(2008～2017)後期計画(平成 25 年～平成 29 年度)」策定【3月】	○「あいち生物多様性戦略 2020」策定【3月】	○「第四次環境基本計画」(閣議決定)【4月】 ○「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」制定【8月】 ○「生物多様性国家戦略 2012-2020」閣議決定【9月】 ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正【3月】	○「気候変動枠組条約第18回締約国会議(COP18)」の開催(カタール・ドーハ)「ドーハ気候ゲートウェイ」【11月】
平成 25 年度 (2013 年度)				
平成 26 年度 (2014 年度)	○総合リサイクルステーション(エコランド)設置【11月】 ○「安城市さわやかマナーまちづくり条例」制定【12月】	○「第4次愛知県環境基本計画」策定【5月】	○「エネルギー基本計画」(閣議決定)【4月】	
平成 27 年度 (2015 年度)			○国民運動「COOL CHOICE」開始【6月】 ○「気候変動の影響への適応計画」(閣議決定)【11月】 ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正【3月】	○「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の採択(国連サミット)【9月】 ○「気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」の開催(フランス・パリ)「パリ協定」採択【11月】
平成 28 年度 (2016 年度)	○「安城市環境基本計画」第3次改定【4月】 ○安城南部リサイクルステーション閉鎖【3月】		○電力の小売全面自由化【4月】 ○「地球温暖化対策計画」(閣議決定)【5月】	○「パリ協定」発効【11月】
平成 29 年度 (2017 年度)	○中部リサイクルステーション設置【4月】 ○「安城市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 2018～2027」を策定【3月】		○都市ガスの小売全面自由化【4月】	○「G20 海洋ごみ行動計画」採択(G20 ハンブルク・サミット)【7月】 ○「気候変動枠組条約第23回締約国会議(COP23)」の開催(ドイツ・ボン)「タラノア対話の実施プロセスの決定」【11月】
平成 30 年度 (2018 年度)	○新安城リサイクルステーション閉鎖【11月】 ○「秋葉いこいの広場環境学習センター」閉館【3月】	○「愛知県地球温暖化対策推進条例」制定【10月】 ○「あいち地球温暖化防止戦略 2030」策定【2月】	○「第五次環境基本計画」(閣議決定)【4月】 ○「気候変動適応法」制定【6月】 ○「第5次エネルギー基本計画」(閣議決定)【7月】 ○「気候変動適応計画」(閣議決定)【11月】	
平成 31 年度 (令和元年度) (2019 年度)	○柿田公園管理事務所「エコきち」開設【4月】		○「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」策定【5月】 ○「プラスチック資源循環戦略」策定【5月】 ○「食品ロスの削減の推進に関する法律」制定【5月】 ○「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」閣議決定【6月】	○「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」採択(G20 大阪・サミット)【11月】
令和 2 年度 (2020 年度)	○三河安城リサイクルステーション閉鎖【5月】		○プラスチック製買物袋有料化【7月】 ○「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」策定【12月】	

## 2. 計画期間

環境基本計画の計画期間は、令和3年（2021年）4月から令和13年（2031年）3月までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化などを勘案し、概ね5年を目途に適宜改定を行います。

## 3. 計画の位置づけ

第2次安城市環境基本計画の位置づけは、以下に示すとおりです。



なお、「第3章1【2】自然・都市共生」は、生物多様性基本法<sup>\*</sup>第13条の生物多様性地域戦略に該当します。また、「第3章1【4】地球温暖化対策」は、地球温暖化対策の推進に関する法律<sup>\*</sup>第21条の地方公共団体実行計画（区域施策編）、気候変動適応法<sup>\*</sup>第12条の地域気候変動適応計画に該当します。

## 4. 計画の主体と役割

環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものです。市民・事業者・行政が、それぞれの役割を果たし、協働することによって施策が実現し、環境基本条例が目指す環境都市の実現につながります。

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・行政を主体として、それぞれの役割を次のように定めます。

### (1) 市民

良好な環境を次代へつないでいくためには、環境について意識し、必要な情報を得ることが望まれます。日常生活では、環境に配慮した行動を実践して、環境への負荷を軽減することが求められます。さらに、地域コミュニティを形成することにより、事業者・行政との関係を強化することも望まれます。

また、行政や事業者が、実施する環境に関する活動などに対して、積極的な参加や協力が望まれます。

### (2) 事業者

自らの事業活動が及ぼす環境への影響について認識するとともに、事業活動に伴って生ずる公害の防止をはじめとした環境への配慮が求められます。さらに、自らが持つ技術や経験を生かした環境に寄与する製品やサービスなどの開発及び普及も望まれます。

また、行政が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力や、周辺地域の住民との交流などを通じた地域の環境づくりへ積極的に関わっていくことが求められます。

さらに、事業の経営や成長において環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）の3つの観点に配慮し、環境問題や社会課題の解決を事業として取り組み、企業の利益（経済的価値）と社会からの評価（社会的価値）の双方を高める CSV（共有価値の創造）により、環境保全、社会・経済発展に寄与することが期待されます。例えば、環境保全のための技術開発や、環境配慮型商品の製造・販売、環境関連サービスの提供など、技術革新の創出により、環境・社会問題の解決と経済成長の同時達成に向けた役割を果たすことが期待されます。

### (3) 行政

環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するとともに、市民や事業者がそれぞれの立場を生かして、環境の保全及び創造に関する行動を実施できるよう支援します。

さらに、自らの施策を策定し、実施する際には、積極的な啓発活動に努めるとともに、市民や事業者の模範となるよう率先して環境への負荷の軽減に努めます。

## 第2章 理想とするまち

### 1. 理想とするまちの姿

#### 環境負荷の少ない、人と自然が共生しているまち

本計画は、目指す理想とするまちを「環境負荷の少ない、人と自然が共生しているまち」とします。

これは、本計画の根拠条例である安城市環境基本条例に位置づけられた「環境への負荷の少ない人と自然とが共生することができる地球にやさしい環境都市」を分かりやすくしたものです。

理想とするまちは、下記の4つの柱とそれらを支える土台により成り立っています。

##### 柱1 生活環境保全

大気・水などが、良好な状態にあること

##### 柱2 自然・都市共生

農地・水辺地などの自然環境が保たれる、適正な土地利用を行っていること

##### 柱3 資源循環

ごみの減量、再利用、処理を適正に行っていること

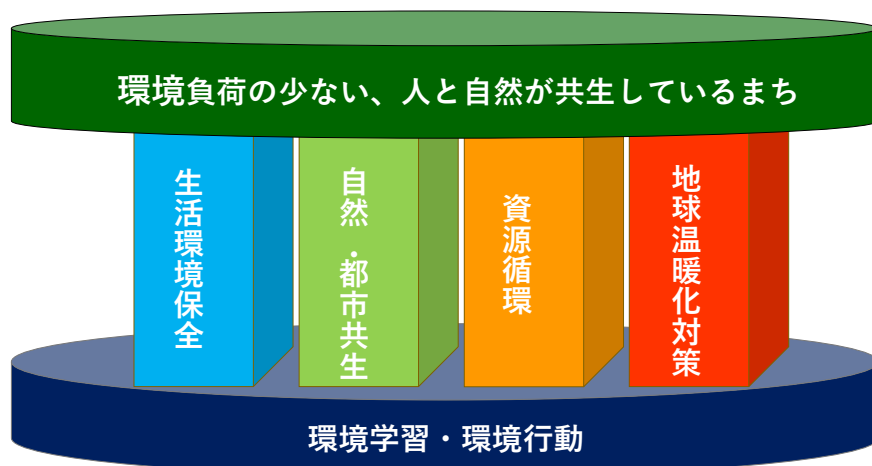
##### 柱4 地球温暖化対策

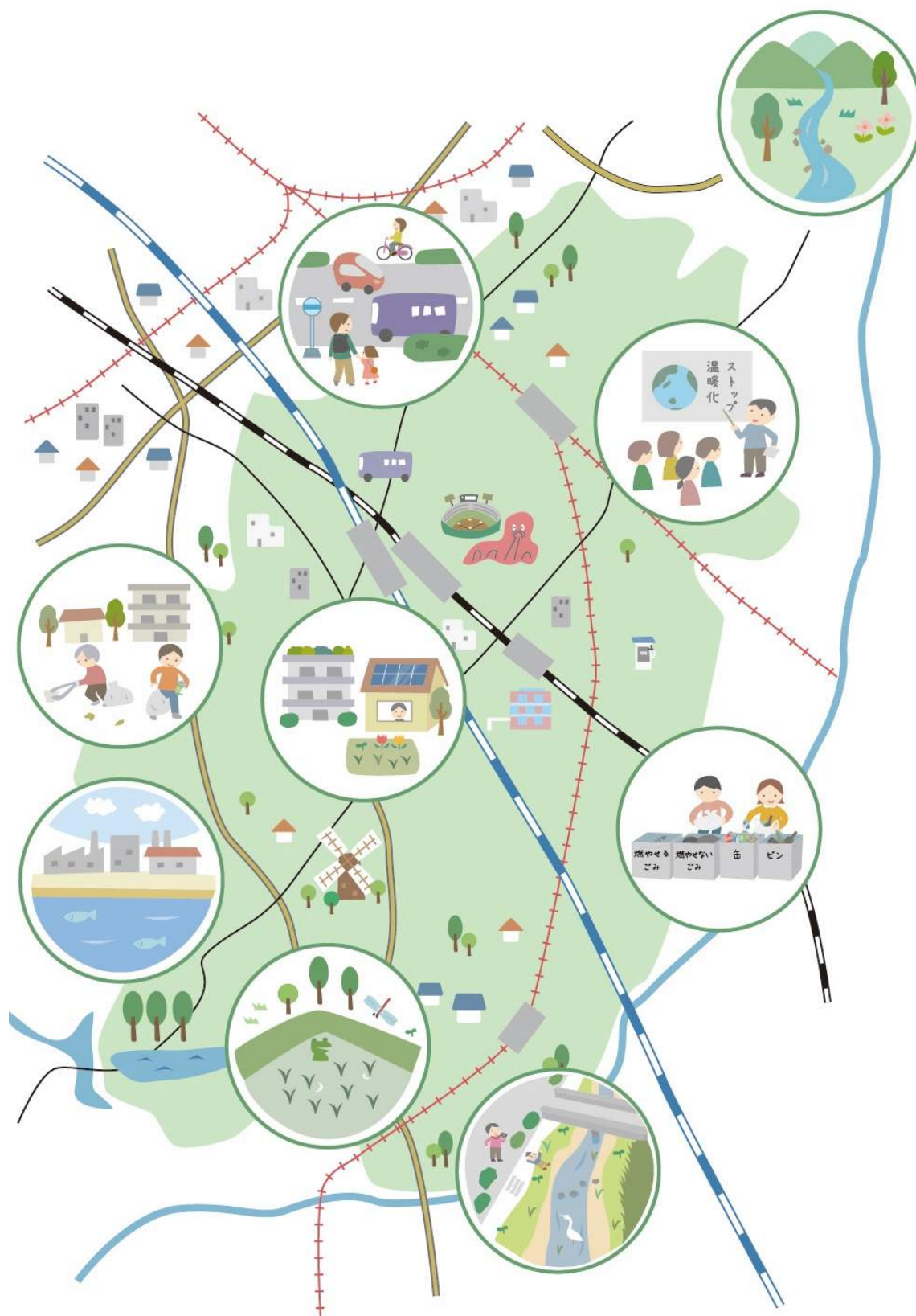
二酸化炭素などの温室効果ガス<sup>\*</sup>排出量が少ない社会構造であること

##### 土台 環境学習・環境行動

市民・事業者・行政が、主体的に単独または協働で行動していること

あらゆる主体が、環境に対しての高い意識を持ち、連携と協働により行動しなければ、各柱は成り立たず、また、どの柱が欠けても理想とするまちは成り立ちません。





## 2. 4つの柱と1つの土台

理想とするまち「環境負荷の少ない、人と自然が共生しているまち」を実現するために必要な取組みとして、安城市環境基本条例第8条に位置づけられた5つの方針を4つの施策の柱とし、第3条に定められた市民・事業者・行政が「自主的かつ積極的に行動する」という理念の部分を、柱を支える土台とします。

### 生活環境保全

理想とするまちでは、大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音などといった生活や健康に係るリスクが十分に軽減され、市民にとって健康で安全な暮らしが実現しています。

そのために、各主体が大気や排水などに含まれる汚染物質を減らし、周囲に迷惑となる悪臭や騒音などを発生させないような日常生活・事業活動をし、安全安心な生活環境を確保します。



### 自然・都市共生

理想とするまちでは、良好な農地・水辺地と、緑あふれる都市部があり、まち全体で恵み豊かな自然を感じることができます。

そのために、市域全体で農地を適切に保ちながら、バランスよく都市開発を行います。

また、都市化する中においても、緑地や水辺地を確保し、自然の恵みを感じられるようにします。



## 資源循環

理想とするまちでは、ごみの減量、再利用、処理が適正に行われ、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り軽減されています。

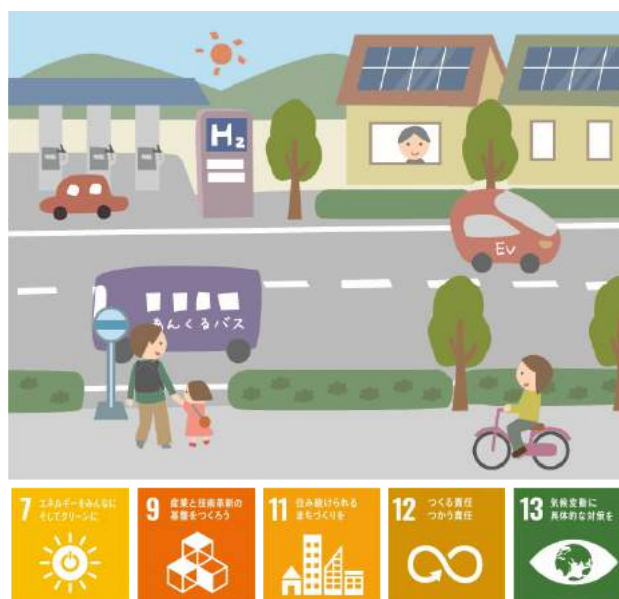
そのため、より一層の4R（リデュース、リデュース、リユース、リサイクル）の推進により、ごみを減量するとともに、ごみを適正に処理し、最終処分するごみの量を減らします。



## 地球温暖化対策

理想とするまちでは、地球温暖化の要因とされる二酸化炭素などの温室効果ガス※がほとんど排出されていない社会活動が行われています。

そのために、再生可能エネルギーを最大限に活用し、化石燃料から作られたエネルギーの消費を抑えた生活・事業活動を促進します。



## 環境学習・環境行動

理想とするまちでは、皆が、高い環境意識を持ち、主体的に単独または協働で行動しています。

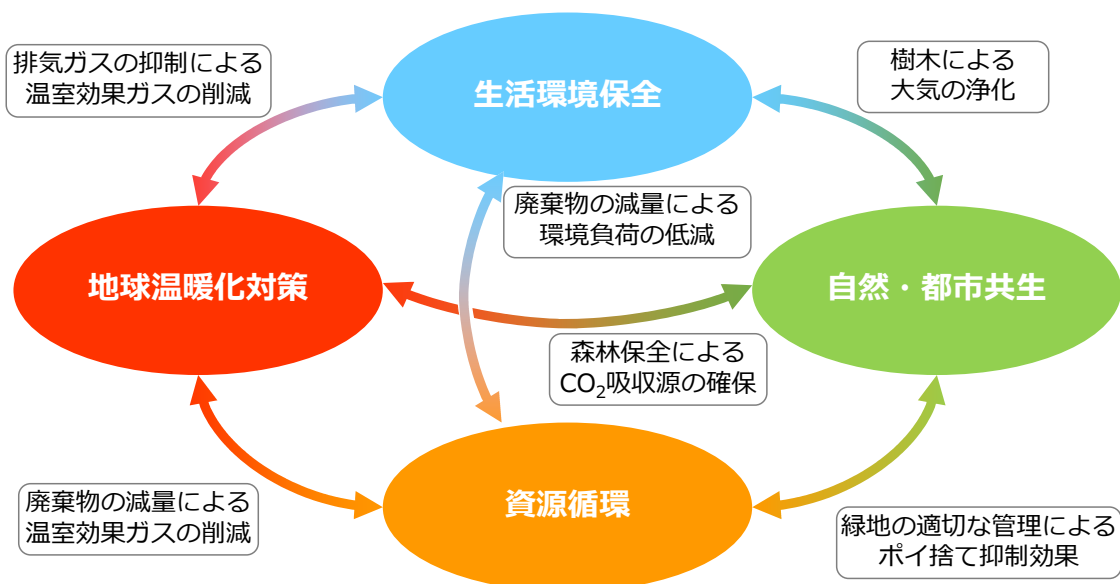


### 3. 各柱の関連性

ある施策の一つの取組みが複数の効果をもたらすことがあります。例えば、「生活環境保全」の施策として水質改善に取り組むと、水辺の生きものの生育・生息環境が良好に保たれ、「自然・都市共生」にも良い影響があります。また、「地球温暖化対策」の施策として、ガソリン使用量の削減に取り組むと、排気ガスが減り、大気がきれいになり、「生活環境保全」や「自然・都市共生」にも良い影響があります。このように、一つの施策は、その分野のみに影響を及ぼすものではありません。

それぞれの柱は単独で存在するものではなく、互いに関係・関連し、相互作用しながら理想とするまちを築きます。

#### 【各柱の関係・関連の例】





## 環境豆知識 ～SDGs～

SDGs は、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」です。平成 27 年 (2015 年) 9 月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。2030 年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

持続可能な開発は、「将来の世代が受ける恩恵を損なわずに、現世代のニーズを充足する開発」と定義されています。環境汚染や気候変動の影響が深刻さを増すなか、格差、持続可能な消費や生産、気候変動、生物多様性の保全など開発をめぐる国際的な課題は、開発途上国だけではなく、先進国も含めてすべての国が取り組む必要があります。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、すべての人が、それぞれの立場から広範囲な課題の解決に向けて行動することが求められています。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



環境、経済、社会を三層構造で示した木の図



資料：環境省環境研究総合推進費戦略研究プロジェクト「持続可能な開発目標とガバナンスに関する総合的研究」より環境省作成  
 出典：環境省「平成 29 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

これは、「環境」の枝葉を基盤とし、「経済」「社会」の葉が繁り、それら三側面を統合する「ガバナンス」（協働による仕組みづくり）を木の幹に例えた模式図です。各ゴールが相互に関連しており、環境・経済・社会の統合的向上の実現が必要であることを表しています。

## 第3章 施策の展開

### 1. 基本的施策

#### 【1】生活環境保全

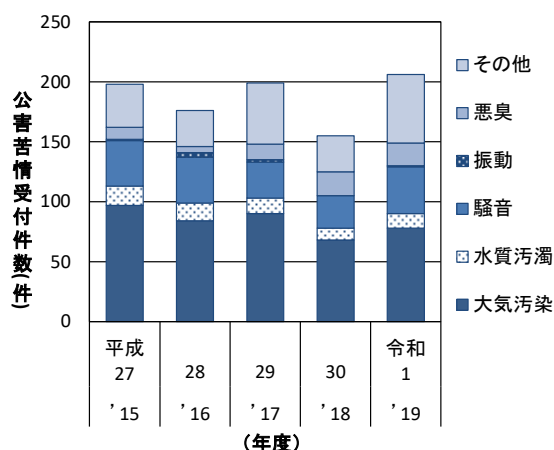
私たちの日常生活や事業活動は、少なからず環境へ負荷を与えており、それが身近な公害となる恐れがあります。日常のささいな行動が思いがけず生活環境の悪化を招くおそれがあることを自覚し、一人ひとりが行動を見直すことが重要となります。

生活環境保全の柱では、安全安心な生活環境を確保するため、市民が暮らしやすいよう、大気・水などが良好な状態を理想とします。

##### (1) 現状

・本市では、いわゆる公害問題は確認されていませんが、安全安心な環境には、一人ひとりが周辺環境へ配慮することが必要です。公害苦情は、変動はあるものの年150件～200件で推移しています。近年では、マンション建設や解体工事に伴う騒音などの苦情が増加傾向にあります。

■ 図 公害苦情の推移（本市）



資料：'20 安城の統計

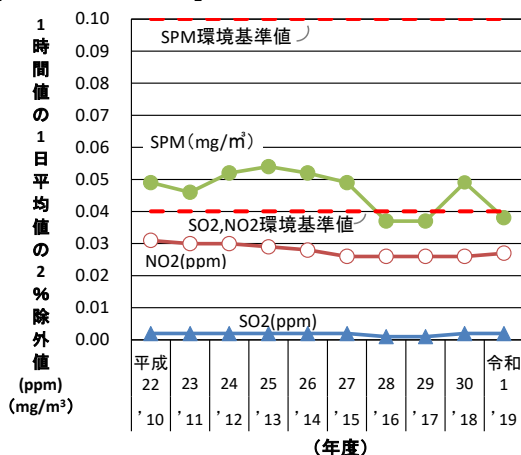
- ・大気汚染の測定は、愛知県が安城農林高校で実施しており、二酸化硫黄<sup>※</sup>（SO<sub>2</sub>）、二酸化窒素<sup>※</sup>（NO<sub>2</sub>）、浮遊粒子状物質<sup>※</sup>（SPM）は環境基準<sup>※</sup>を満たしている状態が続いています。微小粒子状物質<sup>※</sup>（PM2.5）は改善する傾向が見られ、令和元年度（2019年度）は環境基準を満たしていますが、光化学オキシダント<sup>※</sup>（Ox）は環境基準を満たしていない状態が続いています。
- ・ダイオキシン類は安城農林高校（愛知県が測定）と安城市環境クリーンセンターで測定しており、環境基準を満たしています。
- ・水質の測定は、市内を流れる主要河川において実施しています。河川の水質の目安となる生物化学的酸素要求量<sup>※</sup>（BOD）は、環境基準を満たしていない地点があります。愛知県唯一の天然湖沼である油ヶ淵では、湖沼の水質の目安となる化学的酸素

要求量<sup>※</sup>（COD）が、環境基準を満たしていない状態が続いています。油ヶ淵は、汚れが底に溜まりやすい形状であり、流入する汚れは、家庭からの排水などが主な原因です。

- ・主要路線（一般国道1号、豊田安城線など）の騒音・振動は要請限度<sup>※</sup>を下回っていますが、環境基準<sup>※</sup>を満たしていない地点もあります。

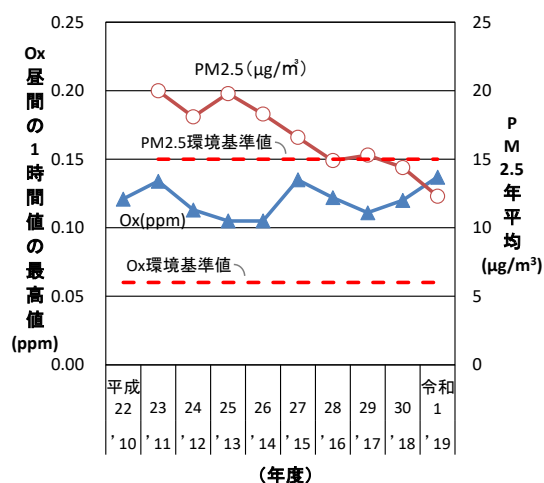
■ 図 大気測定結果（安城農林高校）の推移

[SO<sub>2</sub>、NO<sub>2</sub>、SPM]



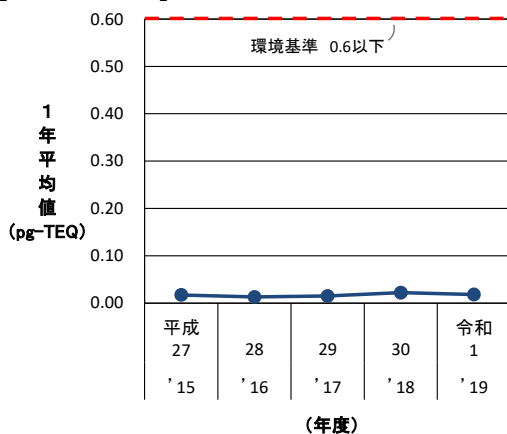
注：NO<sub>2</sub>の基準値は、正確には「0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下」である。  
資料：愛知県環境局水大気環境課

[O<sub>x</sub>、PM<sub>2.5</sub>]



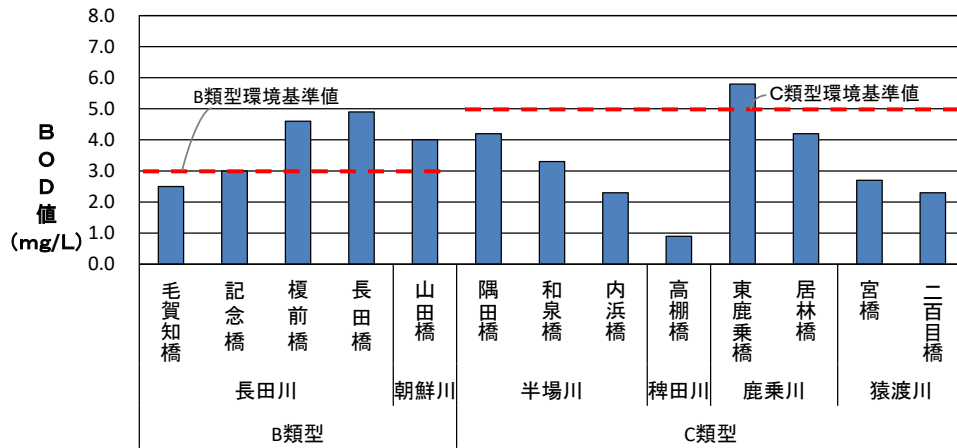
資料：愛知県環境局水大気環境課

[ダイオキシン類]



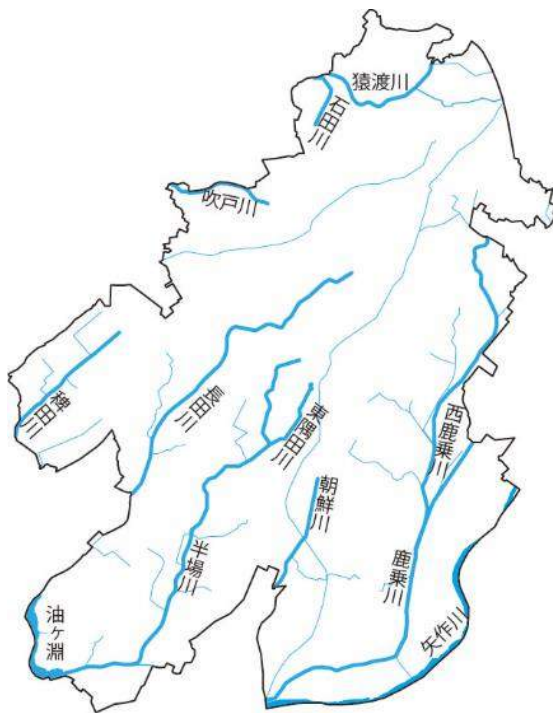
資料：愛知県環境局水大気環境課

■ 図 河川の水質（BOD）の結果（令和元年度（2019年度））

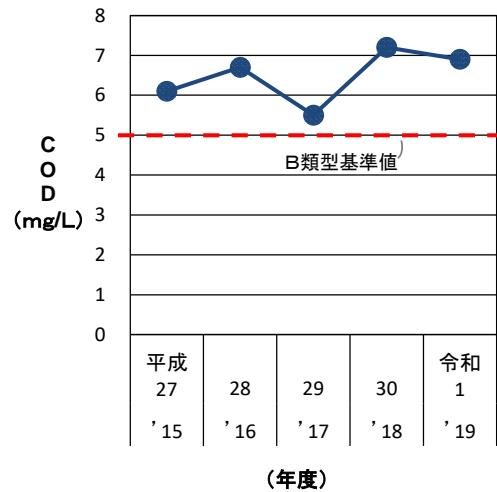


資料：令和2年度安城市環境報告書（資料編）

■ 図 市内の河川等



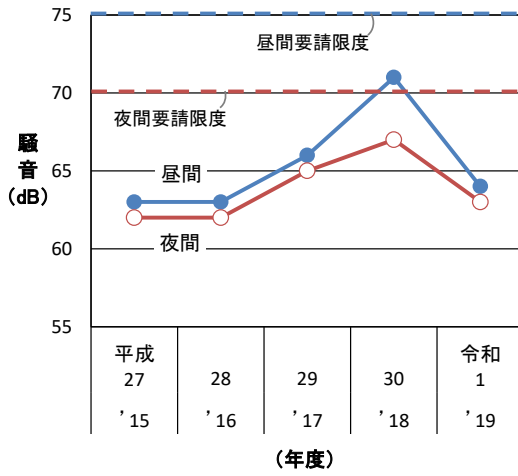
■ 図 油ヶ淵の水質（COD）の推移



資料：令和2年度安城市環境報告書（資料編）

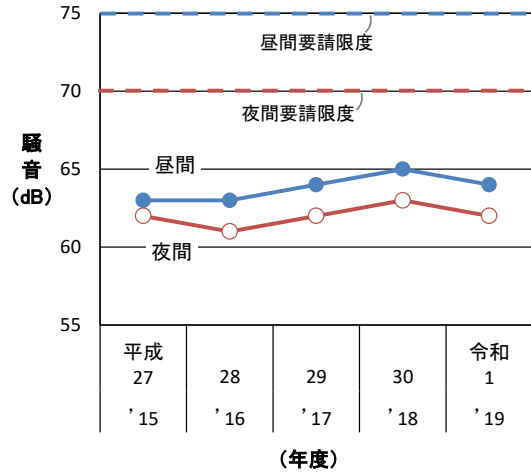
■ 図 自動車交通騒音測定結果の推移

[一般国道1号(消防今村分団詰所)]



資料：令和2年度安城市環境報告書（資料編）

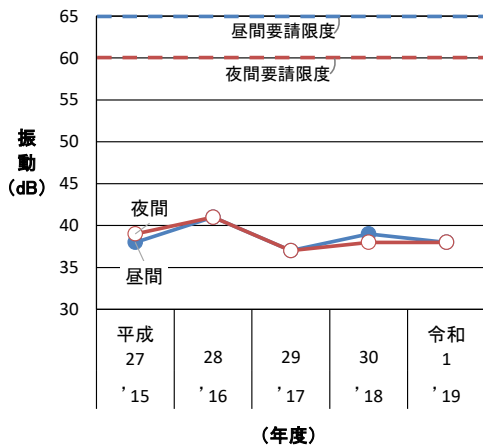
[一般国道23号(城ヶ入町団戸)]



資料：令和2年度安城市環境報告書（資料編）

■ 図 自動車交通振動測定結果の推移

[一般国道1号(消防今村分団詰所)]



資料：令和2年度安城市環境報告書（資料編）

■表 自動車騒音常時監視結果（令和元年度（2019年度））

路線名 (測定地点)	評価区間			等価騒音 レベル LAeq(dB)		道路に面する地域における面的評価			
	始点	終点	区間の 延長 (km)	L Aeq(dB)		環境基準達成率（達成戸数）			区間内 全戸数
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜	
一般国道1号 (尾崎町西勘定 9-2)	柿碓町	東栄町	1.9	71	67	100.0% (42)	85.7% (36)	85.7% (36)	42
一般国道1号 (東栄町 3-7-15)	東栄町	今本町	2.2	64	63	100.0% (625)	96.0% (600)	96.0% (600)	625
豊田安城線 (橋目町北茶屋浦 187)	橋目町	尾崎町	2.2	70	68	100.0% (40)	62.5% (25)	62.5% (25)	40
安城幸田線 (河野町藤野郷 106-1)	安城町	河野町	2.4	71	67	89.3% (75)	89.3% (75)	89.3% (75)	84
令和元年度（2019年度）環境基準の面的評価達成状況						98.9% (782)	93.0% (736)	93.0% (736)	791

注1：幹線交通を担う道路に近接する空間における環境基準は、昼間（6時～22時）70dB、夜間（22時～翌朝6時）65dB。環境基準値を超過した等価騒音レベルを、■で示した。

注2：面的評価は、道路から50m範囲内の全ての住戸等について、騒音レベルを推計し、環境基準の基準値と比較し、環境基準を達成する住戸等の戸数及び割合を算出することにより評価を行った。

注3：環境基準達成率は、評価区間内の戸数で評価した。

資料：令和2年度安城市環境報告書（資料編）

### 環境豆知識 ～油ヶ淵～

油ヶ淵は、県内唯一の天然湖沼であり、長田川、半場川、朝鮮川など市内を流れる河川が注ぎ込んでいます。

環境省が公表する全国の湖沼の水質状況において、全国でワースト2位（昭和59年度）になったことがありますが、近年は流入する河川の水質が向上しており、令和元年度（2019年度）には、全国の湖沼188水域のうち、ワースト16位となり、水質は徐々に改善する傾向が見られます。

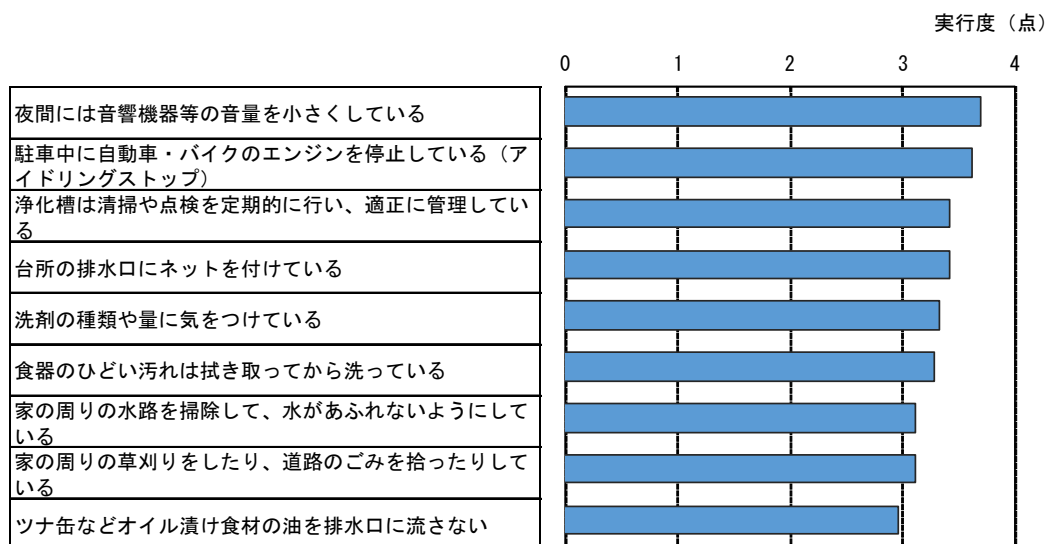


写真：油ヶ淵浄化デーの様子

【アンケート調査より】

- ・市民行動調査では、「夜間には音響機器等の音量を小さくしている」、「駐車中に自動車・バイクのエンジンを停止している」など、近隣への配慮に関する取組みは、実行度が高くなっています。また、排水への配慮に関する取組みは、概ね実行されています。
- ・事業者取組調査では、「設備・機器の適切な維持管理に努めている」は実行度が高く、騒音、水質汚染、大気汚染などの公害防止に関する取組みは概ね実行されています。

■ 図 近隣や排水への配慮について（市民）

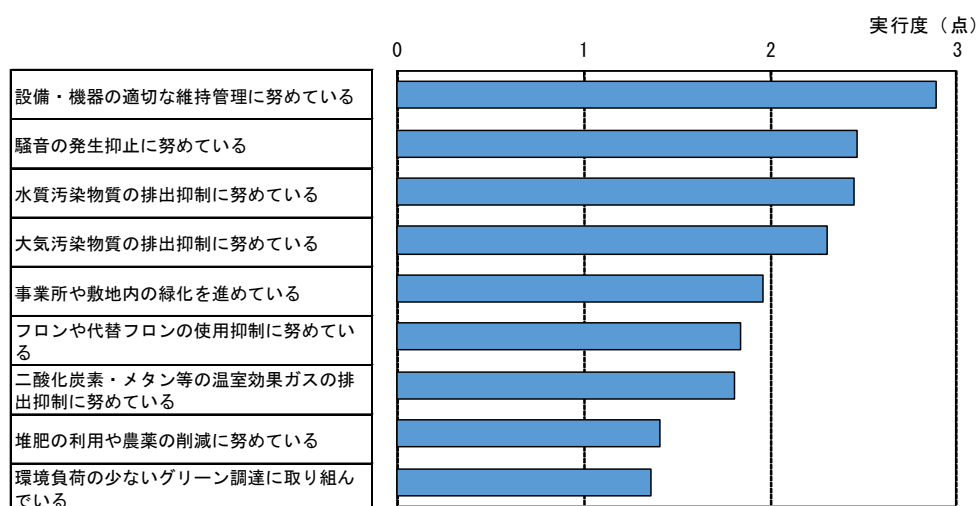


注：実行度 = { (「いつもやっている」の回答数) × 4 + (「時々やっている」の回答数) × 3 + (「これからやってみる」の回答数) × 2 + (「やるつもりはない」の回答数) × 1 } ÷ {回収数 - (「あてはまらない・分からない」回答数) - 不明数}

※実行度は3以上あれば、多くの市民が「やっている」とみなすことができます。

資料：安城市市民行動調査結果（令和元年12月実施）

■ 図 公害及び地球環境問題への対応について（事業者）



注：実行度 = { (「実行している」の回答数) × 3 + (「今後2年以内に取り組む予定」の回答数) × 2 + (「今後5年以内に取り組む予定」の回答数) × 1 + (「現在予定していない」の回答数) × 0 } ÷ {回収数 - (「あてはまらない」回答数) - 不明数}

※実行度は3に近いほど、「実行している事業所が多い」とみなすことができます。

資料：安城市事業者取組調査結果（令和元年12月実施）

## (2) 指標

生活環境の保全及び人の健康被害の防止のうえで、維持されることが望ましい基準として、環境基準<sup>※</sup>などがあります。公害の要素のうち、定点測定している大気、水質、道路騒音、ダイオキシン類の環境基準達成率または要請限度<sup>※</sup>達成率を指標とします。各指標の達成率が 100%となることで、市民が安心して生活することができる環境が確保されていると考えます。

指標	最新値 令和元年度 (2019年度)	目標 令和12年度 (2030年度)
①大気環境基準達成率	100%	100%
大気中の SO <sub>2</sub> 、NO <sub>2</sub> 、SPM の環境基準を維持します。		
②水質環境基準達成率	64%	100%
BOD や COD などの環境基準を達成します。		
③道路騒音の要請限度達成率	100%	100%
要請限度以下の道路騒音を維持します。		
④ダイオキシン類の環境基準達成率	100%	100%
ダイオキシン類の環境基準を維持します。		



写真：水質調査の様子



写真：自動車騒音測定の様子



## (3) 施策

## ① きれいな空気を保つ



大気汚染は、主に自動車の利用や様々な事業活動などにより引き起こされます。近年では、低公害車<sup>※</sup>の開発や、事業活動により排出される汚染物質を軽減する技術が進歩していますが、引き続き、可能な限り空気を汚さないよう努める必要があります。

## 【行政の取組み】

取組み内容
○自動車などからの排気ガスの排出量の削減を推進します。
○県などと連携し、大気汚染に関する苦情対応を行います。

## 【市民・事業者に期待される取組み】

主体	取組み内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○屋外では、慣習上必要な場合を除き、物を燃やさないようにします。</li> <li>○次世代自動車<sup>※</sup>など排気ガスの排出量が少ない自動車を利用します。</li> <li>○アイドリング<sup>※</sup>ストップなど、エコドライブをします。</li> <li>○公共交通機関や自転車、徒歩で移動します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次世代自動車など排気ガスの排出量が少ない自動車を利用します。</li> <li>○アイドリングストップなど、エコドライブをします。</li> <li>○公共交通機関や自転車、徒歩で移動します。</li> <li>○大気汚染物質発生施設のある事業所では、設備を適正に管理し、大気汚染を防止します。</li> <li>○物流の合理化を図るなど、自動車の走行量を減らします。</li> <li>○環境保全協定<sup>※</sup>を締結するなど、地域の環境保全に積極的に取り組みます。</li> </ul>

## 環境豆知識 ～エコドライブ～

地球温暖化対策の取組みの1つであるエコドライブには、「エコドライブ 10 のすすめ」があります。①ふんわりアクセル「e スタート」、②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転、③減速時は早めにアクセルを離そう、④エアコンの使用は適切に、⑤ムダなアイドリングはやめよう、⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう、⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備、⑧不要な荷物はおろそう、⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう、⑩自分の燃費を把握しよう の 10 項目です。





## ② 水環境を良くする

本市の農業・工業に水を供給する明治用水は、矢作川から取水しています。その水源地である長野県根羽村の森林が保全されており、上流で健全な活動が行われていることにより、私たちは、質・量とも不安なく良質な水を使用できます。

しかし私たちは、日常生活や事業活動など何らかの形で、水を汚しています。上流から預かった水は、可能な限り汚れを取り除き、きれいな状態にして下流、そして海へと返す必要があります。

### 【行政の取組み】

取組み内容	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下水道の整備・維持管理を行います。</li> <li>○合併処理浄化槽<sup>※</sup>の普及を促進します。</li> <li>○農薬や化学肥料の使用量の削減を促進します。</li> <li>○農地から河川などへの濁水の流出抑制を促進します。</li> <li>○明治用水をはじめ水資源の重要性について意識の向上を図ります。</li> <li>○矢作川水源の森の保全を図ります。</li> <li>○県などと連携し、水質汚濁に関する苦情対応、油事故対応を行います。</li> </ul>






### 【市民・事業者に期待される取組み】

主体	取組み内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共下水道や合併処理浄化槽を使用し、処理されていない生活排水を戸外に流さないようにします。</li> <li>○浄化槽のある家庭では、浄化槽を適正に管理します。</li> <li>○家庭菜園などで農薬や化学肥料をなるべく使用しないようにします。</li> <li>○河川や油ヶ淵などの浄化活動に積極的に参加します。</li> <li>○矢作川水源の森の保全に携わります。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水質汚濁発生施設のある事業所では、設備を適正に管理し、水質汚濁を防止します。</li> <li>○河川や油ヶ淵などの浄化活動に積極的に参加します。</li> <li>○環境保全協定<sup>※</sup>を締結するなど、地域の環境保全に積極的に取り組みます。</li> <li>○農薬や化学肥料をなるべく使用しないようにします。</li> <li>○田んぼの代かき<sup>※</sup>による濁水の河川流出を防止します。</li> <li>○矢作川水源の森の保全に携わります。</li> </ul>



#### (4) SDGs との関わり

「生活環境保全」の取組みと関連する SDGs の目標とターゲットを示します。

目標	ターゲット
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>3.9 2030 年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>6.1 2030 年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。</p>
	<p>6.2 2030 年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。</p>
	<p>6.3 2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用を世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>11.6 2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p>
<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>14.1 2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。</p>
	<p>14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。</p>
<p>15 陸の豊かさを守ろう</p> 	<p>15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。</p>
	<p>15.2 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。</p>

## 【2】自然・都市共生

本市の40%以上を占める農地は、農作物の生産だけでなく、生物の生息場所であり、四季の変化などを感じられる場となっています。

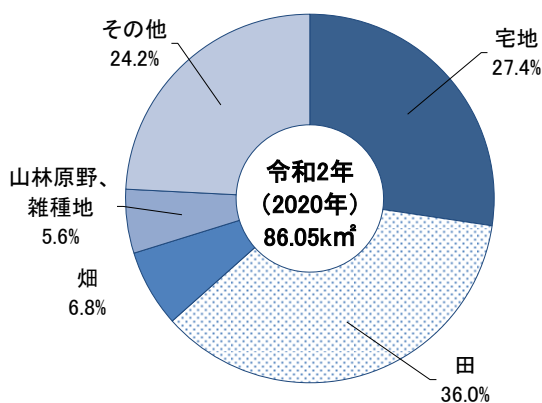
また、河川、公園、街路樹などの水辺空間、緑地空間も自然の恵みを感じられる場であり、自然の持つ様々な機能を失わないよう努める必要があります。

自然・都市共生の柱では、良好な農地・水辺地と、緑あふれる都市部があり、まち全体で恵み豊かな自然を感じることができる状態を理想とします。

### (1) 現状

- ・土地の利用状況は、宅地より農地の面積のほうが多くなっています。
- ・公園設置状況は、令和2年（2020年）4月現在で104箇所100.21haあり、最も広いのは安城市総合運動公園（20.04ha）です。
- ・令和2年（2020年）4月現在で、優良農地<sup>※</sup>である農振農用地<sup>※</sup>面積は、3,315haとなっており、そのうち9割程度の区域では、農地の多面的機能（気候変動緩和、生物の生息場所など）の維持を図る地域活動が実施されています。
- ・河川が本来有している生物の生息環境や多様な景観を保全・創出する多自然川づくりの整備は、令和2年（2020年）4月現在で、県管理河川においては、5,800m延長されています。市管理河川においては、800m延長されています。

■ 図 土地の利用状況（本市）



資料：'20 安城の統計

■ 表 公園の設置状況（本市）

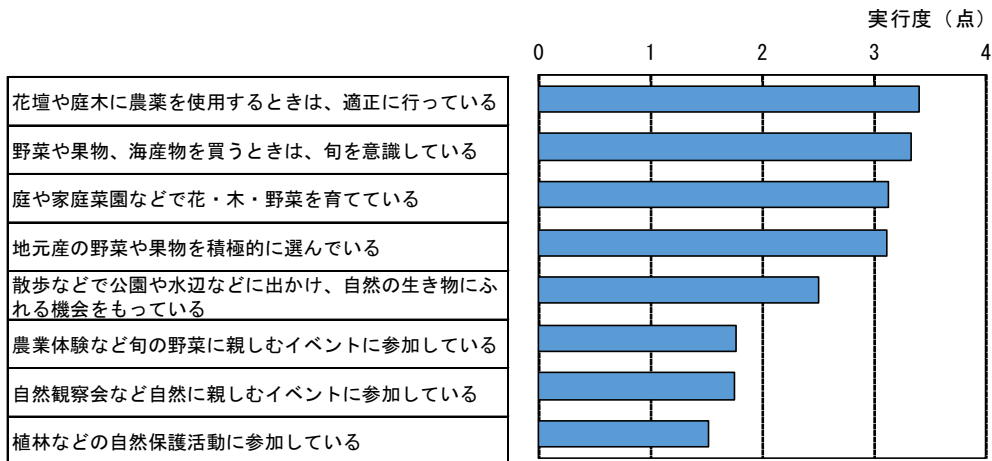
区分	箇所数	面積(ha)
運動公園	1	20.04
地区公園	4	17.47
近隣公園	14	28.45
街区公園	77	24.81
緑地	4	1.86
歴史公園	3	2.38
県営公園	1	5.20
合計	104	100.21

資料：'20 安城の統計

【アンケート調査より】

- ・市民行動調査では、身近な緑化の実行度は高くなっており、自然とのふれあいやイベントなどへの参加は実行度が低くなっています。
- ・「生物多様性」について、大半の方が意味を知らないと回答しています。

■ 図 自然との関わりについて（市民）

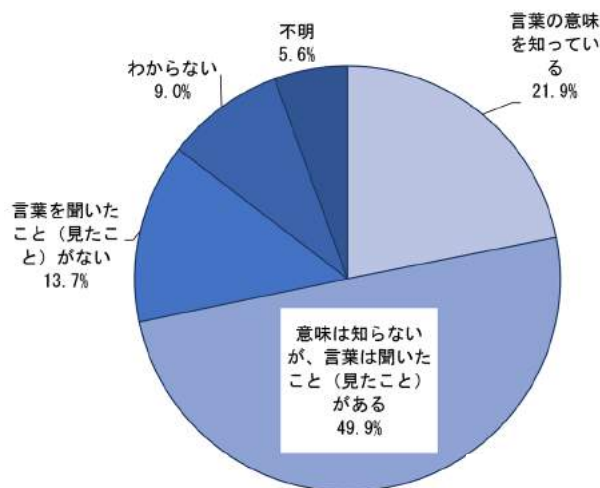


注：実行度 = { (「いつもやっている」の回答数) × 4 + (「時々やっている」の回答数) × 3 + (「これからやってみる」の回答数) × 2 + (「やるつもりはない」の回答数) × 1 } ÷ { 回収数 - (「あてはまらない・分からない」回答数) - 不明数 }

※実行度は3以上あれば、多くの市民が「やっている」とみなすことができます。

資料：安城市市民行動調査結果（令和元年12月実施）

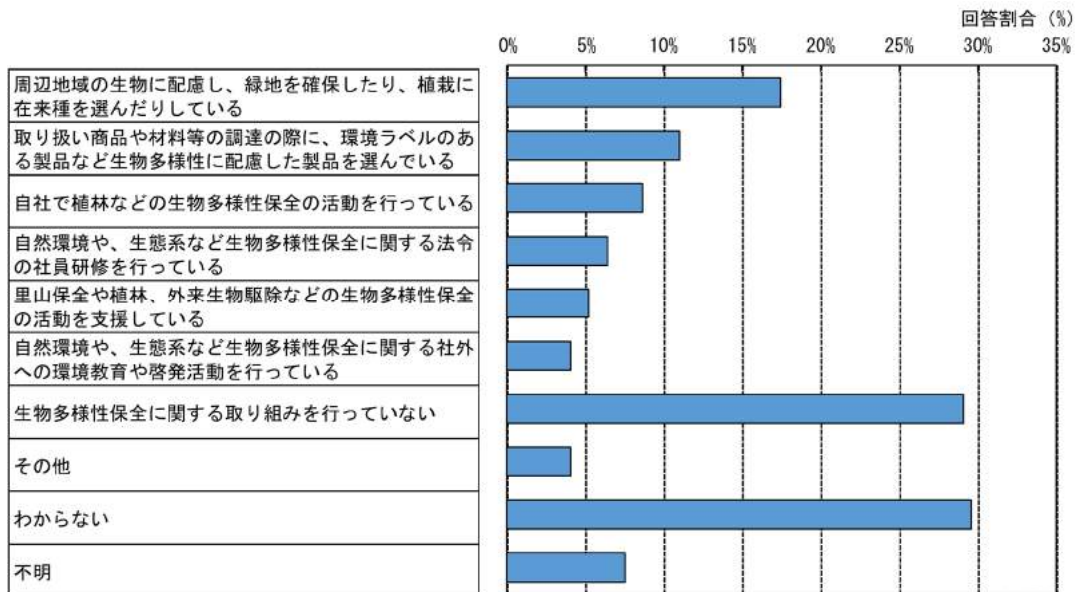
■ 図 生物多様性の認知度について（市民）



資料：安城市市民行動調査結果（令和元年12月実施）

・事業者取組調査では、「生物多様性の保全」について、多くの事業者が「生物多様性保全に関する取組みを行っていない」、「わからない」と回答しています。

■ 図 生物多様性の保全について（事業者）



資料：安城市事業者取組調査結果（令和元年 12 月実施）

環境豆知識 ～長野県根羽村 水源の森～

矢作川は、安城市から約 60km 離れた長野県根羽村の森林が源流となります。豊かな森林では、大雨が降ってもすぐに森林から流れ出ることはなく、地中に浸透し、地下水となりゆっくりと流れ出ます。このため、洪水や濁水が緩和されたり、澄んだ美しい水をわたしたちに供給してくれます。こうした森林の働きを「水源涵養機能」と呼びます。



写真：水源の森を流れる小川

本市では、以前より根羽村の森林保全に取り組んでおり、今後も根羽村との交流を深め、連携していくことにより、引き続き水源の森林の保全を図っていきます。

## (2) 指標

自然環境の状態を確認する項目として、都市公園の面積、農地の多面的機能を維持するための地域活動が行われている区域面積率、多自然川づくりにて整備した河川の延長距離を指標とします。いずれの指標も、数値が増加することで、市内の自然が豊かになり、自然と都市が共生したまちづくりにつながると考えます。

指標	最新値 令和 2 年 (2020 年) 4 月	目標 令和 12 年度 (2030 年度)
①都市公園の面積	100.21ha	↑
緑地の創出のため、市内の地区公園・街区公園などの面積を増やします。		
②多面的機能活動対象区域面積率	90.3%	↑
農振農用地 <sup>※</sup> の中で、多面的機能を維持する活動が行われている区域の割合を増やします。		
③多自然川づくり整備延長距離	6,600m	↑
生物の生息環境と多様な景観を有した、自然が豊かな河川を増やします。		



写真：稲刈り・はざかけ体験の様子



写真：多自然川づくり整備工事（着手前・着後）



(3) 施策



① 農地・水辺地を守る

本市の農地は「日本デンマーク」を支えた風土の特徴であることから、優れた田園地帯を構成する農地について、無秩序な開発を抑制し、保全を図ることが必要です。

また、水辺地についても、私たちの生活に潤いや安らぎをもたらすだけでなく、生物の生息場所、災害時の減災機能などの役割があることから、適切な保全に努める必要があります。

【行政の取組み】

取組み内容	
○	優良農地 <sup>※</sup> や都市農地 <sup>※</sup> の保全を図ります。
○	農地の多面的機能を維持する地域活動などを促進します。
○	多自然川づくりを推進します。

【市民・事業者に期待される取組み】

主体	取組み内容
市民	○農地・水辺地の適切な維持管理をします。 ○農地の多面的機能を維持する地域活動などに参画します。
事業者	○農地・水辺地の適切な維持管理をします。 ○農地の多面的機能を維持する地域活動などに参画します。

環境豆知識 ～グリーンインフラ～

国（国土交通省）の「第二次国土形成計画（全国計画）」（平成 27 年 8 月閣議決定）では、グリーンインフラストラクチャー（通称：グリーンインフラ）を、「社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの」と定義されています。



資料：グリーンインフラの事例（国土交通省）

緑が持つ多面的機能を有効活用していくため、グリーンインフラの活用が広がりつつあります。

## ② 樹木・草花を生み出す



緑地は、自然の恵みを感じられる場であり、生活の豊かさや心地よさを実感できる景観を形成します。

都市公園や街路樹など公共施設の緑化を推進するだけでなく、民有地においても、生垣や屋上緑化、壁面緑化など様々な緑を増やす必要があります。

### 【行政の取組み】

取組み内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>○身近な公園が不足している地域に公園を整備します。</li> <li>○公共施設、民有地の緑化を推進します。</li> <li>○緑の育成などを行う地域活動などを促進します。</li> </ul>

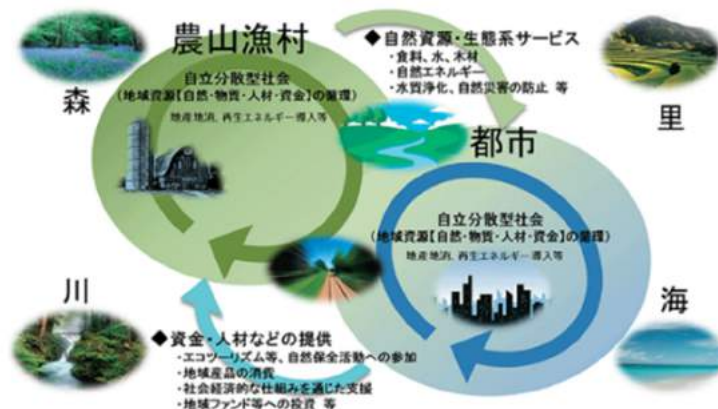
### 【市民・事業者に期待される取組み】

主体	取組み内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自身が管理する土地の緑化、適切な管理に取り組みます。</li> <li>○緑の育成などを行う地域活動などに参画します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自身が管理する土地の緑化、適切な管理に取り組みます。</li> <li>○開発行為の際には、緑の保全や緑化、自然環境に配慮した計画・工事を行います。</li> <li>○緑の育成などを行う地域活動などに参画します。</li> </ul>

## 環境豆知識 ～地域循環共生圏～

平成 30 年（2018 年）4 月に閣議決定された、国の第五次環境基本計画において、「地域循環共生圏」の考え方が提唱されています。



地域には、少子高齢化、人口減少などに起因する課題が顕在化している一方、美しい自然景観など、地域ごとに多様な資源のポテンシャルが存在しています。地域こそが、環境・経済・社会の統合的向上モデルの実践の場となりうるものであり、環境政策を通じて、各地域が自らの地域資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて、近隣地域などと資源を補完し支え合う取組みを推進するものです。



資料：地球循環共生圏の概念図（環境省）

(4) SDGs との関わり

「自然・都市共生」の取組みと関連する SDGs の目標とターゲットを示します。

目標	ターゲット
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。</p>
<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。</p> <p>15.2 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。</p>

環境豆知識 ～生物多様性～

生物多様性とは、生き物たちの豊かな個性のつながりのことをいいます。地球上の生き物は、40 億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生き物が生まれました。これらの生命は、一つひとつに個性があり、すべて直接的に、間接的に支え合って生きています。



写真：メガ放流式の様子

平成 5 年（1993 年）に発効された「生物多様性条約」では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとしています。

【生態系の多様性】

森林、里地里山、河川、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプの自然があること。

【種の多様性】

動植物から細菌などの微生物にいたるまで、いろいろな生き物がいること。

【遺伝子の多様性】

同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があること。

## 【3】資源循環

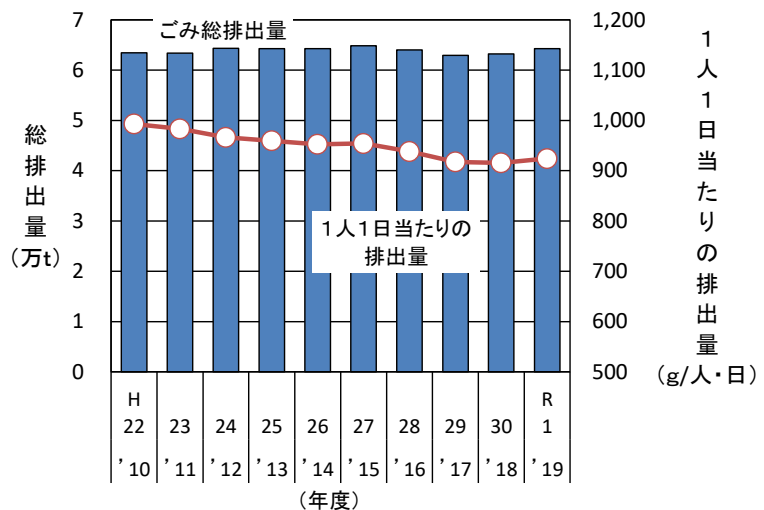
大量生産、大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、依然として最終処分場<sup>※</sup>のひっ迫に影響を及ぼすなど、ごみ処理を取り巻く状況は厳しさを増しています。さらに、ごみ処理は、温室効果ガス<sup>※</sup>の排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念など、様々な環境問題にも密接に関係しています。

資源循環の柱では、ごみの減量、再利用、処理が適正に行われ、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り軽減されている状態を理想とします。

### (1) 現状

・市民 1 人 1 日当りのごみ排出量は、減少傾向にあり、人口が増加しているものの、ごみの総排出量は、ほとんど横ばいとなっています。

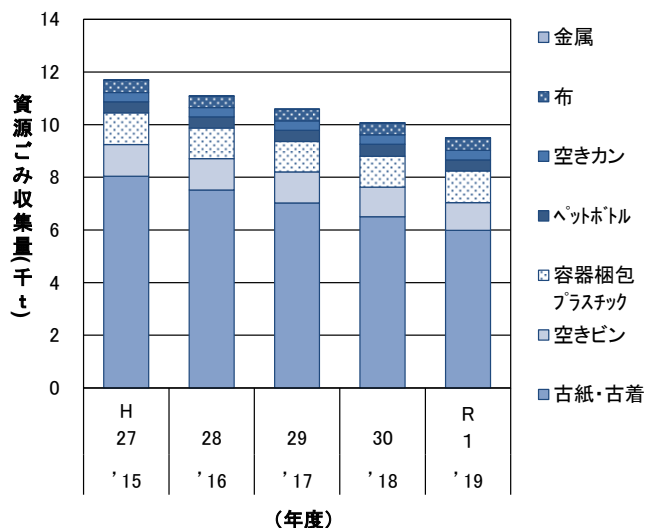
■ 図 ごみの排出量（本市）



注：ごみ総排出量は、収集量、直接搬入量、集団回収量の合計である。  
資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

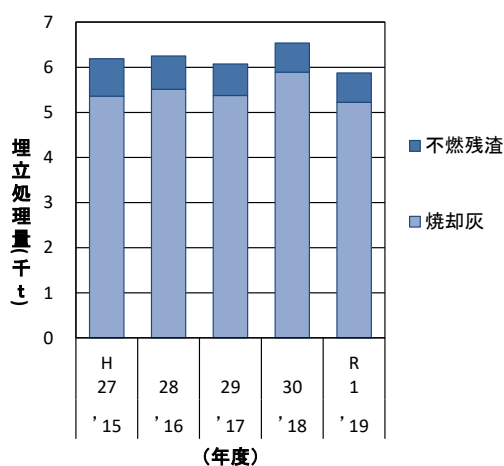
- ・資源ごみは古紙・古着を中心に収集量の減少傾向が続いていますが、これはネットメディアの普及や書籍の電子化が進んだことによる新聞・雑誌などの発行部数の減少が影響しているものと考えられます。
- ・埋立処理量（焼却灰、不燃残渣）は、焼却灰が大半を占めています。平成 30 年度（2018 年度）は、焼却灰の再資源処理量が一時的に減少したため、埋立処理量が前年度を上回ったものの、令和元年度（2019 年度）は再び以前の水準に戻しました。

■ 図 資源ごみ収集量の推移（本市）



資料：'20 安城の統計

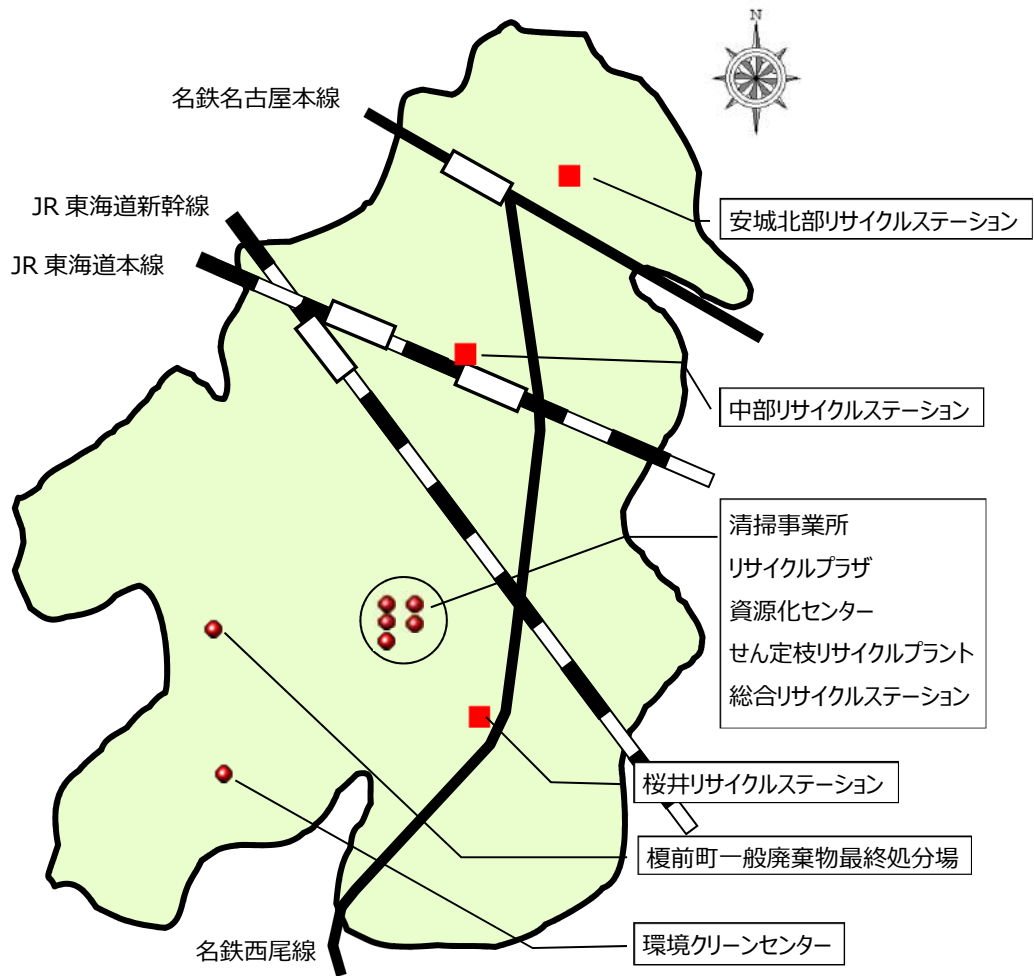
■ 図 埋立処理量の推移（本市）



資料：令和 2 年度清掃事業概要

- ・本市では、平成 20 年度（2008 年度）にレジ袋の有料化に取り組んでおり、令和 2 年度（2020 年度）7 月からは、全国ですべての小売業に対するレジ袋有料化が導入されています。
- ・安城市環境クリーンセンターに持ち込まれる、事業系一般廃棄物<sup>※</sup>の搬入物検査の実施と事業者向けガイドブックの配布により、市の施設では本来処理していない産業廃棄物<sup>※</sup>の混入防止を図っています。

■ 図 施設地図



写真：清掃事業所



写真：リサイクルプラザ



写真：資源化センター



写真：せん定枝リサイクルプラント



写真：環境クリーンセンター  
(ごみ焼却施設)

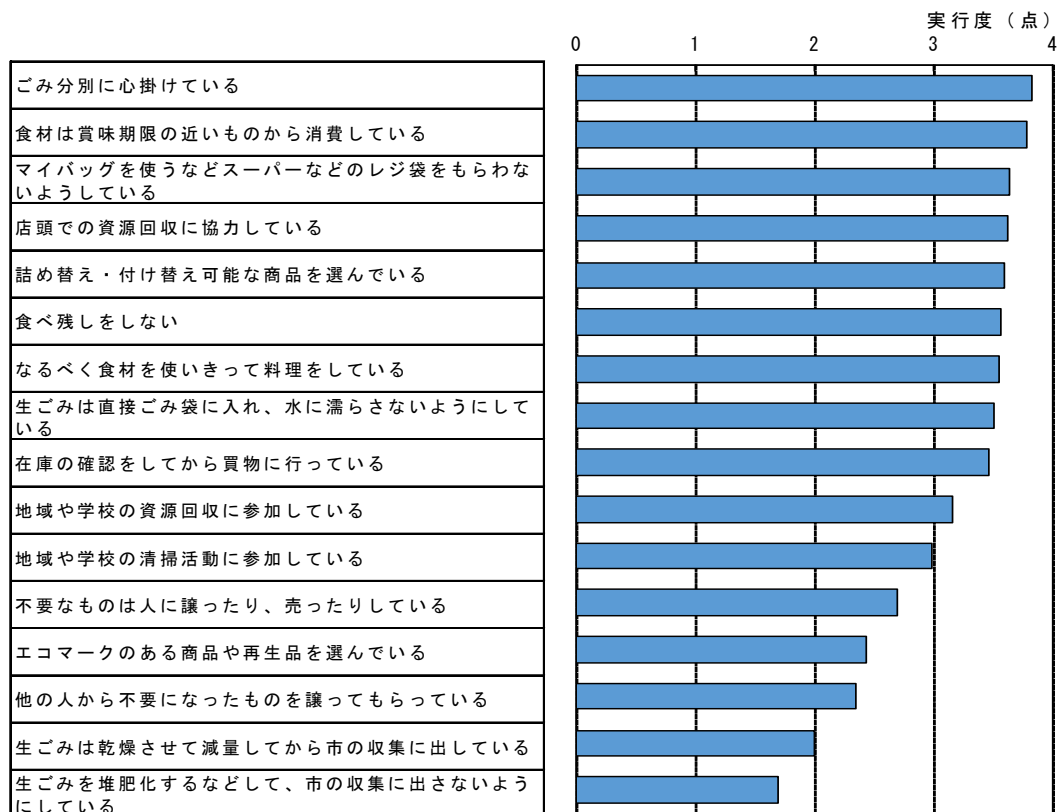


写真：環境クリーンセンター  
(し尿処理施設)

【アンケート調査より】

・市民行動調査では、ごみ分別や食品ロスに関する取組みを多くの市民が実行していることが分かります。その一方で、生ごみの減量化や、リユース、再生品の購入は実行度が低くなっています。

■ 図 買い物とごみについて（市民）



注：実行度 = {（「いつもやっている」の回答数）×4 + （「時々やっている」の回答数）×3 + （「これからやってみる」の回答数）×2 + （「やるつもりはない」の回答数）×1} ÷ {回収数 - （「あてはまらない・分からない」回答数） - 不明数}

※実行度は3以上あれば、多くの市民が「やっている」とみなすことができます。

資料：安城市市民行動調査結果（令和元年12月実施）

環境豆知識 ～安城市さわやかマナーまちづくり条例～

「安城市さわやかマナーまちづくり条例」は、平成27年（2015年）4月に施行されました。6つのさわやかマナーの普及を通じて、快適で安全な生活環境の形成を目指しています。



ポイ捨てを  
やめよう

路上喫煙を  
やめよう

ペットのふん  
は持ち帰ろう

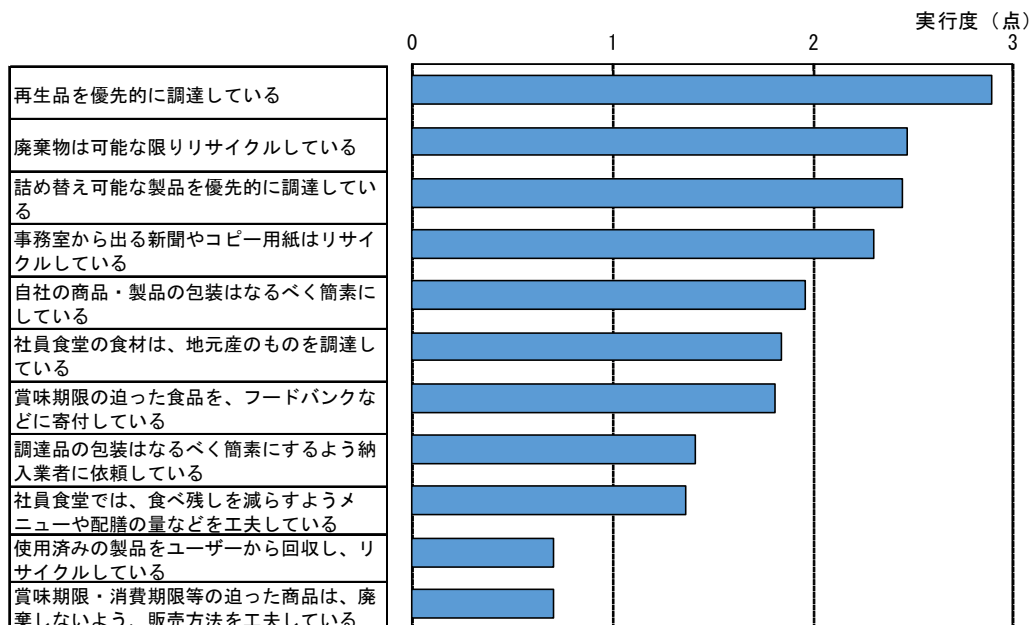
ちらしを  
散乱させない

歩きスマホ  
をやめよう

落書きを  
やめよう

・事業者取組調査では、自社で再生品の利用、リサイクルを行うだけでなく、詰め替え可能な製品の調達についても実行度が高くなっています。食品ロスに関する取組みは、実行度が低くなっています。

■ 図 省資源・リサイクルについて（事業者）



注：実行度 = { (「実行している」の回答数) × 3 + (「今後2年以内に取り組み予定」の回答数) × 2 + (「今後5年以内に取り組み予定」の回答数) × 1 + (「現在予定していない」の回答数) × 0 } ÷ {回収数 - (「あてはまらない」回答数) - 不明数}

※実行度は3に近いほど、「実行している事業所が多い」とみなすことができます。

資料：安城市事業者取組調査結果（令和元年12月実施）

環境豆知識 ～プラスチックによる海洋汚染～

容器包装、家庭用品、産業資材、農業資材や漁具など、プラスチックは社会生活のあらゆる場面で利用されています。便利な一方で、不適切な廃棄物処理やポイ捨てなどにより、プラスチックごみが大量に海に流れ出て、海岸に漂着し、海洋環境を汚染するなど、海の生態系にも悪影響を及ぼしています。このままでは令和32年（2050年）には海のプラスチックごみは魚の量を上回るとした研究結果が発表されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。海のプラスチックごみを減らすために、私たち一人ひとりのプラスチックとの賢い付き合い方が問われています。



資料：プラスチックスマートキャンペーン（環境省）



## (2) 指標

市民・事業者が、ごみの減量に取り組んでいることを把握するため、1人1日当たりのごみ排出量を指標とします。また、環境クリーンセンターやリサイクルプラザで処理した後に発生した焼却灰・不燃残渣の最終埋立処分量を指標とします。いずれの指標も数値が減少することで、ごみの減量と適正な処理が行われていると考えます。

指標	最新値 令和元年度 (2019年度)	目標 令和12年度 (2030年度)
①1人1日当たりのごみ排出量 家庭系ごみ、事業系ごみの排出量を減らします。	924g/人・日	↓
②最終埋立処分量 適正なごみ分別処理を行うことで、埋立処分をする量を減らします。	5,875t	↓



写真：ごみピットの様子（環境クリーンセンター）



写真：不燃残渣処理の様子（榎前最終処分場）

### (3) 施策



#### ① ごみの発生を抑制する

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り軽減していくためには、リサイクルに先立ち、日常生活や事業活動などに伴うごみの発生そのものを減らす取組みを優先することが重要です。

不要なものをもらわないようにする「リフューズ」、物をすぐにごみにすることをしない「リデュース」、不要になったものを再利用する「リユース」を促進することが必要です。

#### 【行政の取組み】

取組み内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>○食品ロスや生ごみの削減を促進します。</li> <li>○プラスチックごみの削減を促進します。</li> <li>○ごみの減量に取り組む地域活動などを促進します。</li> </ul>

#### 【市民・事業者に期待される取組み】

主体	取組み内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○すぐにごみになるようなものは手に入れないようにします。</li> <li>○食品ロスや生ごみを出さないように購入・調理をします。</li> <li>○ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減に取り組めます。</li> <li>○壊れたものや不要になったものを安易に捨てず、修理したり、他の用途で使ったり、人に譲ったりするようにします。</li> <li>○ごみの減量に取り組む地域活動などに参画します。</li> <li>○地域の行事などに伴うごみの発生量の削減に取り組めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業活動に伴うごみの発生量の削減に取り組めます。</li> <li>○簡易包装やごみとなるものが少ない製品の開発や製造、販売を行います。</li> <li>○ごみの減量に取り組む地域活動などに参画します。</li> </ul>

### 環境豆知識 ～食品ロス～

日本では毎年約 600 万トンの食べ物が、食べられるにも関わらず捨てられていると推計されています。家庭から発生する食品ロスの量は、このおよそ半分の 280 万トンで、原因として大きく、「直接廃棄」、「食べ残し」、「過剰除去」の 3 つに分けられます。食品ロスを減らすため、それぞれの原因ごとに、適切な対策を取ろう、日常生活で気をつけることが大切です。



資料：環境省



## ② リサイクルを推進する

リフューズ、リデュース、リユースの取組みを行っても、最終的にはごみとして不要となるものが発生します。不要となったものについても、再び資源として利用することで、天然資源の消費を抑制することができます。

限りある天然資源を有効に活用し、最終埋立処分量の削減などを図るため、適正かつ積極的なリサイクルを推進する必要があります。

### 【行政の取組み】

取組み内容	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○リサイクルに取り組みやすい環境整備を行います。</li> <li>○せん定枝<sup>*</sup>の再資源化を行います。</li> <li>○焼却灰の再資源化を推進します。</li> <li>○資源回収事業を行う地域活動などを促進します。</li> </ul>

### 【市民・事業者に期待される取組み】

主体	取組み内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「ごみの出し方・分け方」を守り、資源ごみがきちんとリサイクルされるようにします。</li> <li>○生ごみはたい肥などにして活用します。</li> <li>○資源回収事業を行う地域活動などに参画します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業活動に伴うごみのリサイクルに取り組みます。</li> <li>○リサイクル資材を使用したり、リサイクルしやすい製品の開発や製造、販売を行います。</li> <li>○食品残渣の堆肥化・飼料化に取り組みます。</li> <li>○資源回収事業を行う地域活動などに参画します。</li> </ul>

## 環境豆知識 ～アダプトプログラム～

アダプトプログラムのadoptとは、「養子縁組する」という意味で、市民が道路や河川などの公共施設の里親となり、我が子のように愛情と責任をもって定期的に清掃などの美化活動を行う制度のことをアダプトプログラムといいます。

安城市では平成 13 年（2001 年）にアダプトプログラム実施要綱を定



写真：美化活動の様子

め、清掃道具を無償貸与するなどの支援を行っており、アダプトプログラム団体となったグループ・団体、法人・事業所などにより、定期的な美化活動が実施されています。

### ③ 適正なごみ処理を行う



ごみの発生抑制を進めた上で排出されるごみについては、リサイクルできるごみ（資源）と、リサイクルできないごみとの分別を徹底し、それぞれを適正に処理することで、環境負荷の軽減を図ることができます。

ポイ捨てや不法投棄は、景観の悪化を招いたり、土壌や河川を汚染したりする原因となります。リサイクルできるごみを燃やしてしまうと、資源が無駄になるだけでなく、二酸化炭素を発生させ、地球温暖化の原因にもなります。また、最終埋立処分量も増えることとなります。

ごみ処理における環境負荷の軽減、処理経費の削減を図るためにも、ごみは適正に処理をする必要があります。

#### 【行政の取組み】






取組み内容	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○正しいごみの出し方について周知徹底を図ります。</li> <li>○地域と連携し、ごみステーションの適切な管理を行います。</li> <li>○事業系ごみの適正処理に関する指導などを行います。</li> <li>○不法投棄の防止を図ります。</li> <li>○地域美化やポイ捨て防止を行う地域活動などを促進します。</li> </ul>

#### 【市民・事業者に期待される取組み】

主体	取組み内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「ごみの出し方・分け方」を守り、適正にごみを分別処理します。</li> <li>○ごみステーションをきれいに保ちます。</li> <li>○ポイ捨てや不法投棄はしません。</li> <li>○自身が管理する土地にポイ捨てや不法投棄がされないようにします。</li> <li>○地域美化やポイ捨て防止を行う地域活動などに参画します。</li> <li>○地域の行事などで出たごみを正しく分別し、処理します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般廃棄物<sup>※</sup>と産業廃棄物<sup>※</sup>を正しく分別し、適正な処理を行います。</li> <li>○不法投棄はしません。</li> <li>○自身が管理する土地にポイ捨てや不法投棄がされないようにします。</li> <li>○地域美化やポイ捨て防止を行う地域活動などに参画します。</li> </ul>

## (4) SDGs との関わり

「資源循環」の取組みと関連する SDGs の目標とターゲットを示します。

目標	ターゲット
6 安全な水とトイレを世界中に 	6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用を世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とグリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組みを行う。
11 住み続けられるまちづくりを 	11.6 2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
12 つくる責任 つかう責任 	12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
	12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
14 海の豊かさを守ろう 	14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。

## 【4】地球温暖化対策

地球温暖化を抑制するため、その原因である温室効果ガス<sup>※</sup>排出量を削減する対策が急務となっています。日本全体から排出される温室効果ガスのうち、石油やガスなどの化石燃料の使用に伴い発生する二酸化炭素が90%以上を占めています。電気の利用も発電時の石炭や天然ガスなどの使用に伴い、間接的に二酸化炭素を発生させています。また、そうしたエネルギー起源の二酸化炭素とは別に、プラスチックごみを焼却する際にも二酸化炭素は発生します。

本計画では、最も排出量が多く、人々の努力で削減可能な二酸化炭素を温室効果ガスとして扱うこととし、温室効果ガスを発生させる化石燃料の使用量を減らすため、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの活用を図ります。移動・輸送についても、ガソリンなどの使用量を減らします。

地球温暖化対策の柱では、地球温暖化の抑制につながる、温室効果ガス排出量が少ない社会構造となっている状態を理想とします。

### 対象とする温室効果ガス

温室効果ガス	部門	排出源
エネルギー起源二酸化炭素	産業、民生家庭、民生業務、運輸	各部門のエネルギー消費に伴う排出
非エネルギー起源二酸化炭素	一般廃棄物 <sup>※</sup>	プラスチックごみの焼却に伴う排出

### (1) 現状

- ・平成27年（2015年）11月のCOP21<sup>※</sup>で採択されたパリ協定を踏まえ、日本は2030年度までに2013年度比で26%削減することを中期的な目標としており、長期目標として2050年までに80%削減するとしています。令和2年（2020年）10月の菅内閣総理大臣の所信表明演説で「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」「脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。
- ・本市の温室効果ガス排出量の内訳では、製造業などの産業部門が最も多く、6割以上を占めています。
- ・平成25年度（2013年度）から民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門の温室効果ガス排出量は減少する傾向が見られますが、産業部門では増加する傾向が見られており、全体の排出量合計が増加しています。

■表 安城市の温室効果ガス<sup>※</sup>排出量の推移

単位：千 t-CO<sub>2</sub>

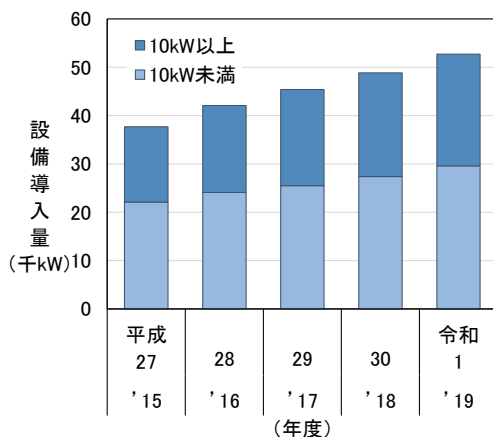
区分/年度	西暦	2013	2014	2015	2016	2017
	和暦（平成）	25	26	27	28	29
産業部門		1,662	1,536	1,590	1,735	1,780
	製造業	1,649	1,523	1,577	1,722	1,767
	建設業・鉱業	11	11	11	11	11
	農林水産業	2	2	2	2	2
民生家庭部門		259	258	229	227	233
民生業務部門		321	304	299	288	276
運輸部門		330	321	321	319	318
	自動車	316	308	308	306	305
	鉄道	14	14	14	13	13
一般廃棄物		18	19	13	30	19
排出量合計		2,590	2,439	2,451	2,601	2,626

資料：部門別 CO<sub>2</sub> 排出量の現況推計（環境省）

・本市は、年間を通じて日照に恵まれており、太陽光発電システムの導入に向いているといえます。固定価格買取制度<sup>※</sup>の導入により、太陽光発電システムが増加しています。

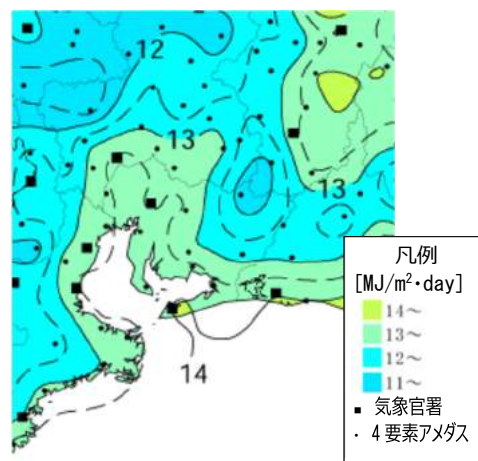
■図 太陽光発電システム導入容量の推移

(本市)



資料：固定価格買取制度 情報公開用ウェブサイト B表市区町村別認定・導入量

■図 全天日射量 年平均

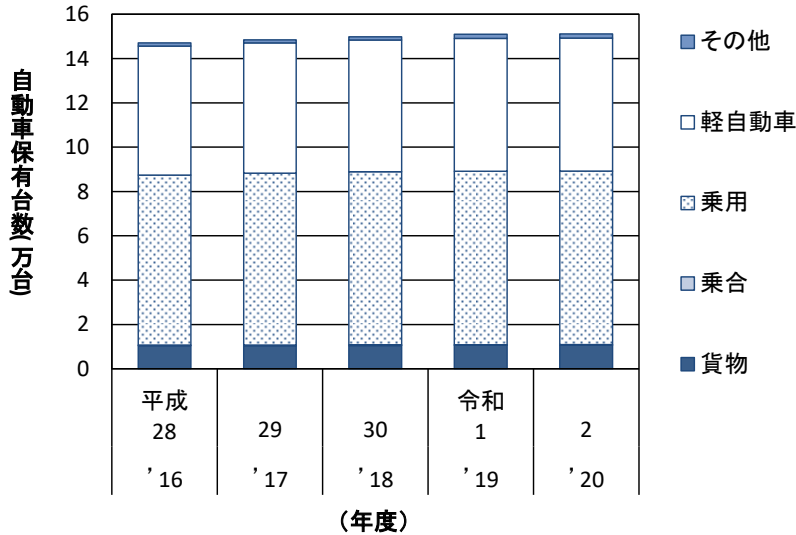


資料：NEDO 日射量データベース (昭和 56 年 (1981 年) ~平成 21 年 (2009 年) の平年値)

・再生可能エネルギーにより、地域で発電した電気を蓄電池や送電網などを活用して地域で使用する自立・分散型のエネルギーシステムは、地球温暖化対策だけでなく、災害時においても電気の確保ができるなどのメリットがあることから、システムに係る調査研究が必要となっています。

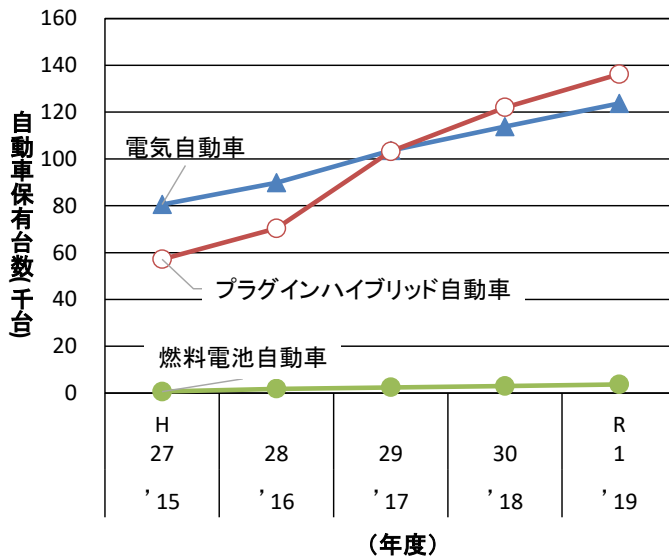
- ・本市では、自動車保有台数が増加しています。
- ・全国では、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車<sup>※</sup>に加えて燃料電池自動車<sup>※</sup>の普及が進んでいます。

■ 図 自動車保有台数の推移（本市）



注：軽自動車は7月1日現在、他は前年度の3月31日現在  
資料：'20 安城の統計

■ 図 次世代自動車保有台数の推移（全国）



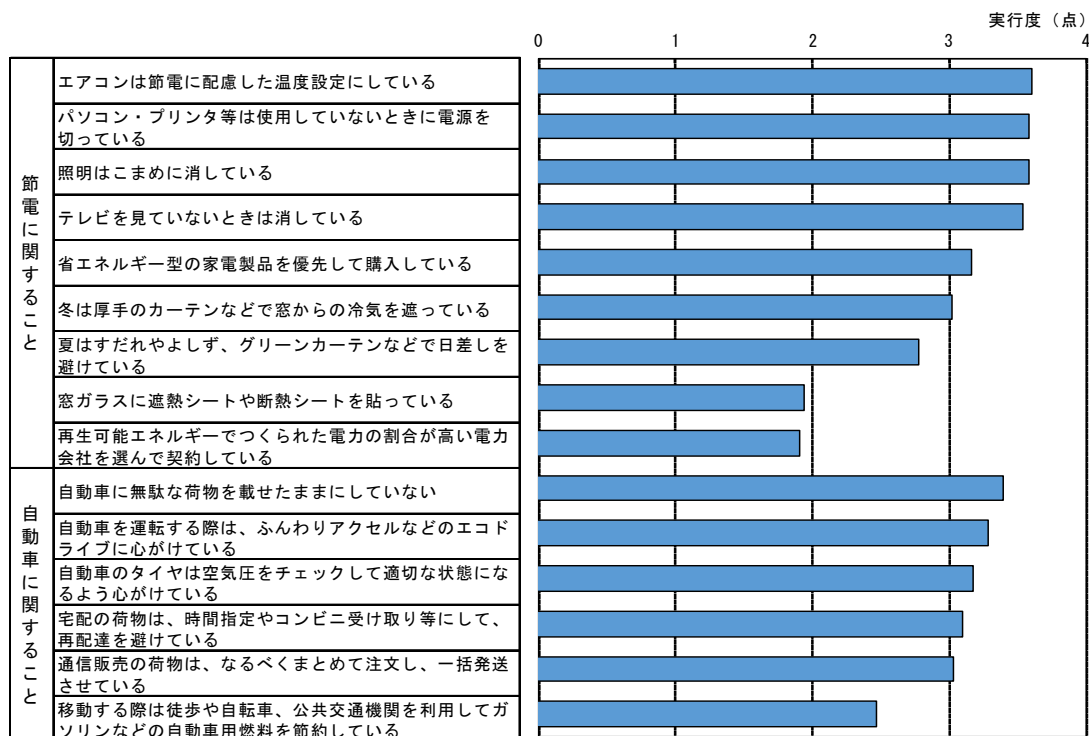
注：各年度末現在  
資料：一般社団法人次世代自動車振興センター ウェブサイト



【アンケート調査より】

・市民行動調査では、電源のこまめなオンオフなどの実行度は高くなっているものの、住宅の断熱性の向上を図る取組みは、実行度が低くなっています。また、自動車に関しては、運転時の取組みについては実行度が高くなっているものの、公共交通機関の利用は実行度が低くなっています。

■ 図 電気や燃料等の節約について（市民）



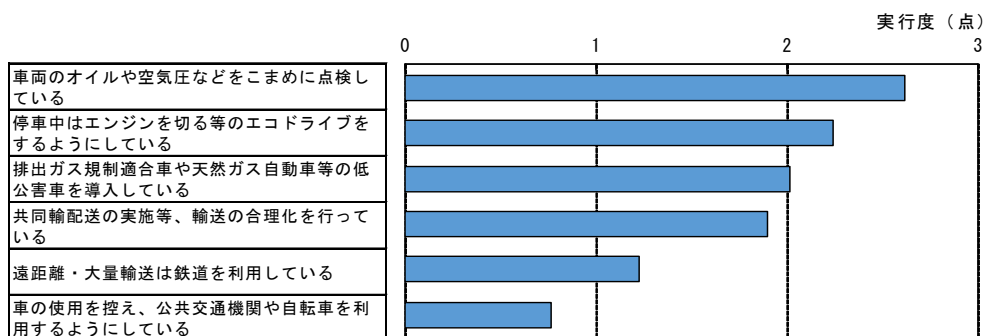
注：実行度 = { (「いつもやっている」の回答数) × 4 + (「時々やっている」の回答数) × 3 + (「これからやってみる」の回答数) × 2 + (「やるつもりはない」の回答数) × 1 } ÷ { 回収数 - (「あてはまらない・分からない」回答数) - 不明数 }

※実行度は3以上あれば、多くの市民が「やっている」とみなすことができます。

資料：安城市市民行動調査結果（令和元年12月実施）

・事業者取組調査では、運転時の取組みについては実行度が高くなっているものの、公共交通機関の利用は実行度が低くなっています。

■ 図 自動車の運用について（事業者）



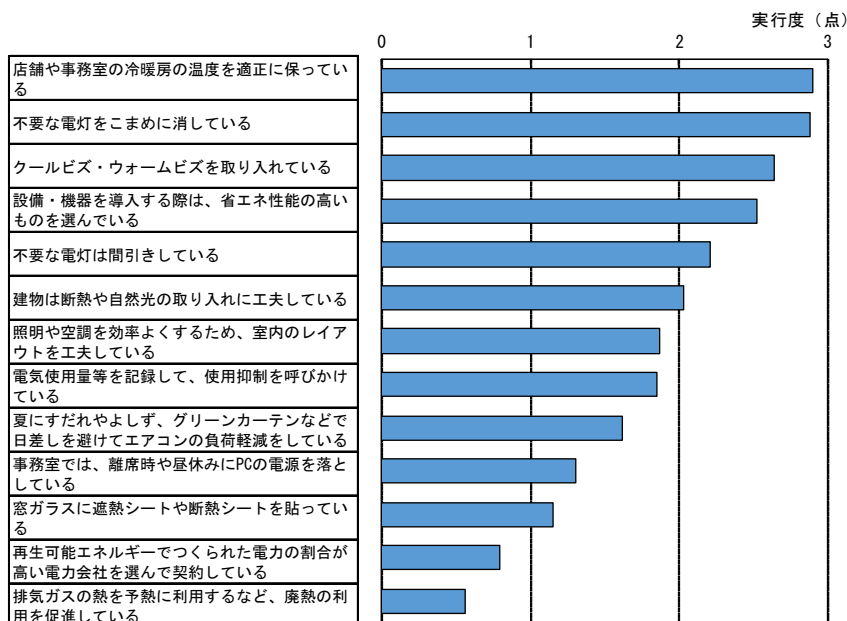
注：実行度 = { (「実行している」の回答数) × 3 + (「今後2年以内に取り組み予定」の回答数) × 2 + (「今後5年以内に取り組み予定」の回答数) × 1 + (「現在予定していない」の回答数) × 0 } ÷ { 回収数 - (「あてはまらない」回答数) - 不明数 }

※実行度は3に近いほど、「実行している事業所が多い」とみなすことができます。

資料：安城市事業者取組調査結果（令和元年12月実施）

・事業者取組調査結果では、冷暖房の適切な温度設定や、電源のこまめなオンオフの  
 実行度は高くなっています。

■ 図 省エネ・節電について（事業者）



注：実行度 = { (「実行している」の回答数) × 3 + (「今後2年以内に取り組む予定」の回答数) × 2 + (「今後5年以内に取り組む予定」の回答数) × 1 + (「現在予定していない」の回答数) × 0 } ÷ {回収数 - (「あてはまらない」回答数) - 不明数}

※実行度は3に近いほど、「実行している事業所が多い」とみなすことができます。

資料：安城市事業者取組調査結果（令和元年12月実施）

環境豆知識 ～あいち COOL CHOICE～

「あいち COOL CHOICE」は、国が進める国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」に呼応し、県民の一人ひとりに、実際にCO2削減行動・省エネ行動に取り組んでもらうため、日常生活のあらゆる場面で地球温暖化対策に資する「賢い選択」を呼びかける県民運動です。



(2) 指標

国の地球温暖化対策計画で定められた中期目標をもとに、安城市での温室効果ガス<sup>\*</sup>排出量を令和 12 年度（2030 年度）に、平成 25 年度（2013 年度）比で 46%減らすことを指標とします。

指標	基準年度 平成 25 年度 (2013 年度)	最新値 平成 29 年度 (2017 年度)	目標 令和 12 年度 (2030 年度)
①温室効果ガス排出量	2,590 千 t-CO <sub>2</sub>	2,626 千 t-CO <sub>2</sub>	1,398 千 t-CO <sub>2</sub> (2013 年度比 46%減)
化石燃料由来のエネルギーの使用量を抑制し、温室効果ガス排出量を減らします。			

※令和 4 年 5 月に、目標値を 1,916 千 t-CO<sub>2</sub> から 1,398 千 t-CO<sub>2</sub> に変更しました。



写真：太陽光発電パネルが設置された住宅



写真：燃料電池自動車（左）・プラグインハイブリッド自動車（右）

### (3) 施策



#### ① 省エネルギーに取り組む

現在、主要なエネルギーである電気は、多くが化石燃料を燃焼させて作られており、私たちは直接的・間接的にエネルギーを化石燃料に依存して活動しています。温室効果ガス<sup>※</sup>の排出量を減らすため、省エネルギーにつながる生活様式、事業活動の定着と、省エネルギーな高効率機器の導入を推進する必要があります。

##### 【行政の取組み】

取組み内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>○省エネルギー機器などの普及を促進します。</li> <li>○クール&amp;ウォームシェアを推進します。</li> <li>○クールビズ<sup>※</sup>・ウォームビズ<sup>※</sup>を促進します。</li> </ul>

##### 【市民・事業者に期待される取組み】

主体	取組み内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○節電や省エネに取り組めます。</li> <li>○LED 照明など電気消費量が少ない家電製品などを使用します。</li> <li>○家庭内でのクール&amp;ウォームシェアに取り組めます。</li> <li>○クールビズ・ウォームビズに取り組めます。</li> <li>○クール&amp;ウォームシェアスポットを利用します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○節電や省エネに取り組めます。</li> <li>○LED 照明など電気消費量が少ない高効率機器・設備などを使用します。</li> <li>○クールビズ・ウォームビズに取り組めます。</li> <li>○クール&amp;ウォームシェアスポットに取り組めます。</li> </ul>

#### 環境豆知識 ～クール&ウォームシェア～

家族やご近所同士、仲間同士がそれぞれ別々の部屋で冷房や暖房を使うと、エネルギーを多く消費してしまいます。みんなが一つの部屋や場所に集まって過ごして、使用する冷暖房の数を減らす取組みが「クール&ウォームシェア」です。コミュニケーションを深めながら、地球温暖化防止に貢献できます。

公共施設などのクール&ウォームシェアスポットを利用すれば、家庭の冷暖房を使わずに済み、ご家庭のエネルギー消費量を減らすことができます。





② 再生可能エネルギーを活用する

再生可能エネルギーは、石油、石炭、天然ガスなどといった有限な資源である化石燃料とは違い、太陽光や風力、地熱、動植物に由来する有機物など、自然界に常に存在するエネルギーです。

温室効果ガス<sup>\*</sup>の排出量を減らすため、化石燃料に由来したエネルギーから、再生可能エネルギーから生じたものへ切り替えていく必要があります。

【行政の取組み】

取組み内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>○再生可能エネルギー機器などの普及を促進します。</li> <li>○自立・分散型エネルギーシステムについての調査研究を行います。</li> <li>○環境クリーンセンターでのごみ焼却による余熱の利用を行います。</li> </ul>

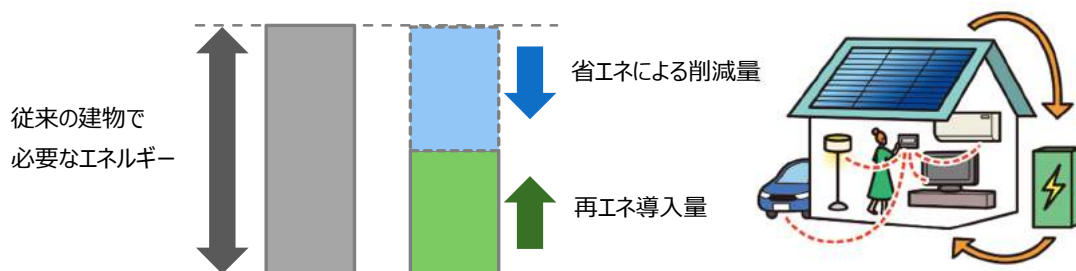
【市民・事業者に期待される取組み】

主体	取組み内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○太陽光発電システムや燃料電池システムなどを使用します。</li> <li>○再生可能エネルギーを活用した電力事業者と電気契約します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○太陽光発電システムやコージェネレーションシステム<sup>*</sup>などを使用します。</li> <li>○再生可能エネルギーを活用した電力事業者と電気契約します。</li> </ul>

環境豆知識 <sup>ゼ ッ チ ゼ ブ</sup> ~ZEH・ZEB~

ZEH (Net Zero Energy House) ・ZEB (Net Zero Energy Building) とは、建物の断熱性能などの向上と高効率設備の導入により、室内の環境の質を維持しつつ、大幅な省エネルギーを実現したうえで、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費の収支をゼロにする住宅やビルのことです。

一次エネルギー消費を 50%～74%の間まで削減する ZEH・ZEB Ready<sup>レ デ イ</sup>、一次エネルギー消費を 75%～100%の間まで削減する Nearly ZEH・ZEB<sup>ニ ア リ イ</sup> など、ZEH・ZEB に準ずる評価区分も設けられています。



### ③ ガソリンなどの使用量を減らす



移動・輸送に伴い排出される温室効果ガス<sup>\*</sup>の多くが、ガソリン・ディーゼル自動車<sup>\*</sup>に由来しています。

温室効果ガスの排出量を減らすため、エネルギー効率の高い次世代自動車<sup>\*</sup>の導入、公共交通機関、自転車利用などを推進する必要があります。

#### 【行政の取組み】

取組み内容	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次世代自動車の普及を促進します。</li> <li>○公共交通や自転車の利用を促進します。</li> <li>○道路の円滑な通行を促す交差点改良などの整備を行います。</li> </ul>

#### 【市民・事業者に期待される取組み】

主体	取組み内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次世代自動車など排気ガスの排出量が少ない自動車を利用します。</li> <li>○アイドリング<sup>*</sup>ストップなどのエコドライブをします。</li> <li>○公共交通機関や自転車、徒歩で移動します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次世代自動車など排気ガスの排出量が少ない自動車を利用します。</li> <li>○アイドリングストップなどのエコドライブをします。</li> <li>○公共交通機関や自転車、徒歩で移動します。</li> <li>○物流の合理化を図るなど、自動車の走行量を減らします。</li> </ul>

## 環境豆知識 ～パリ協定～

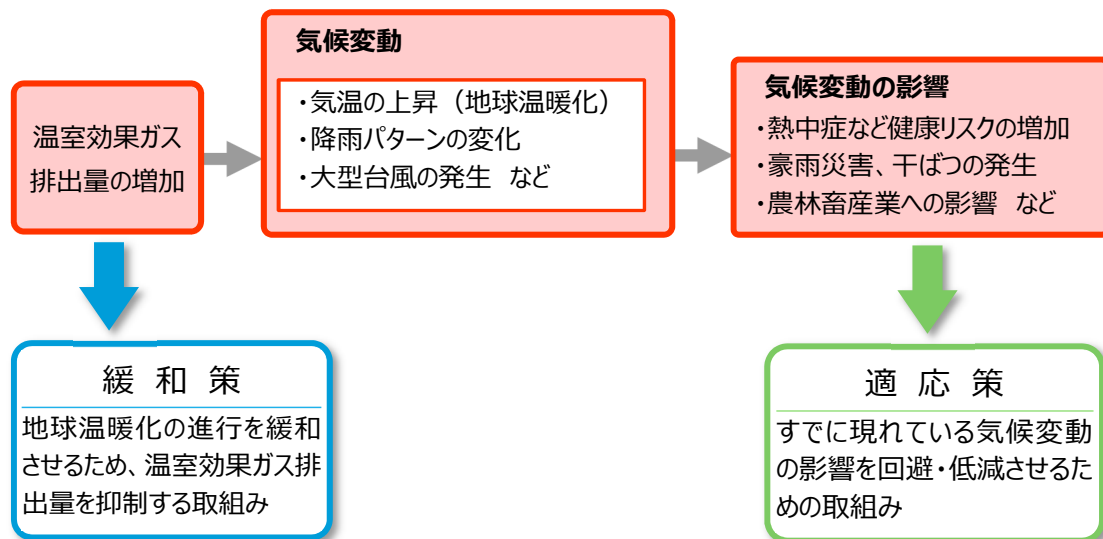
公平かつ実効的である国際的な枠組みとして平成 27 年(2015 年) 12 月にパリ協定が採択されました。パリ協定では「産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2℃未満に抑える」という目標が設定され、そのための施策として、批准した国に削減目標の提出及び状況報告が義務付けられました。

パリ協定の概要	
目的	世界の共通の長期目標として、 <b>産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持</b> 。1.5℃に抑える努力を追求。
目標	上記の目的を達するため、 <b>今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成できるよう</b> 、排出ピークをできるだけ早期に抑え、最新の科学に従って <b>急激に削減</b> 。
各国の目標	各国は約束(削減目標)を作成・提出・維持する。削減目標の目的を達成するための国内対策をとる。削減目標は、 <b>5年毎に提出・更新し、従来より前進を示す</b> 。
長期戦略	<b>全ての国が長期の低排出開発戦略を策定・提出する</b> よう努めるべき。(COP決定で、2020年までの提出を招請)
グローバル・ストックテイク(世界全体での奮起し)	<b>5年毎に全体進捗を評価するため、協定の実施を定期的</b> に確認する。世界全体の実施状況の確認結果は、各国の行動及び支援を更新する際の情報となる。

資料：環境省

**(4) 気候変動適応**

地球温暖化の抑制に対する取組みについては、前述の温室効果ガス<sup>※</sup>の排出量の軽減などを行う「緩和策」だけでなく、地球温暖化による影響に対処し、被害を回避・軽減する「適応策」についても同時に進める必要があります。



【行政の取組み例】






取組み内容	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農作物などへの影響を回避・軽減する適応技術導入や品種転換などを促進します。</li> <li>○豪雨による水害を減らす雨水貯留浸透施設<sup>※</sup>などの整備を行います。</li> <li>○洪水が起きた場合の浸水被害を予測した水害ハザードマップの周知を図ります。</li> <li>○熱中症の予防・対処法の周知を図ります。</li> </ul>

【市民・事業者に期待される取組み例】

主体	取組み内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○豪雨や洪水などの災害に備えます。</li> <li>○家庭での雨水貯留浸透施設を整備します。</li> <li>○熱中症にならないよう予防します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気候変動の影響についての情報を収集・整理し、適応への取組みや適応技術の開発などに取り組みます。</li> <li>○農作物などへの影響を回避・軽減する適応技術導入や品種転換などに取り組みます。</li> <li>○豪雨や洪水などの災害に備えます。</li> <li>○雨水貯留浸透施設などを整備します。</li> <li>○熱中症対策を施します。</li> </ul>

## (5) SDGs との関わり

「地球温暖化対策」の取組みと関連する SDGs の目標とターゲットを示します。

目標	ターゲット
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組みを行う。</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>11.2 2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。</p> <p>11.6 2030 年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。</p> <p>12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。</p> <p>12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p> <p>12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達を促進する。</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</p>



## 【5】環境学習・環境行動

生活環境保全、自然・都市共生、資源循環、地球温暖化対策という施策の柱を押し進めるには、市民一人ひとりが意識し、行動することが必要です。

土台である「環境学習・環境行動」では、4つの柱の礎となる環境意識を高めるため、市民・事業者・行政が環境問題の現状や、取組みの方法を知り、効果などをお互いに伝え、主体的にまたは協働で行動している状態を理想とします。

「生活環境保全」、「自然・都市共生」、「資源循環」、「地球温暖化対策」の4つの柱の施策におけるそれぞれの取組みは、下記の施策が伴っていることが重要です。

### (1) 施策

#### ① 情報を発信する・収集する



現在、新たなメディアが次々に登場しており、従来の紙媒体では入手困難だった情報に、容易に接することができるようになりました。同時に、あらゆる人がインターネットを通じて情報を発信できるようになりました。このように、様々なメディアを利用して、各主体が環境情報の収集と効果的な提供を行い、相互に啓発し合います。

#### ② 学ぶ・体験する



各主体が、それぞれの立場から、得意とする分野において、その知識を共有し、活動のすそ野を広めていくことが有効です。例えば事業者では、一般には知られていない取組みを、広く周知することで社会に貢献できることがあります。相互に教えあい、理解を深めながら環境意識を高めていきます。

#### ③ 行動する



各主体が、あらゆる手段で環境行動に関わり、環境負荷の軽減に貢献していきます。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策を発端とした「新しい生活様式」の実践が求められていることから、感染症対策を踏まえた環境行動に取り組んでいく必要があります。



## 【行政の取組み】

取組み内容	
○	環境行動に繋がる情報の提供、周知・啓発を行います。
○	環境学習施設をはじめ、学校や公民館などでの環境学習事業・意識啓発事業を行います。
○	市民団体などとの環境協働事業を推進します。
○	行政自身が一事業者として、市民・事業者にも率先した環境行動を行い、その内容について周知・広報します。

## 【市民・事業者に期待される取組み】

主体	取組み内容
市民	<ul style="list-style-type: none"><li>○環境情報に関心を持ち、収集します。</li><li>○環境講座、環境イベントなどに参加します。</li><li>○環境に関する地域活動などに参画します。</li><li>○環境に良い行動をする仲間を増やします。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>○環境情報に関心を持ち、収集します。</li><li>○環境講座、環境イベントなどを実施したり、支援したりします。</li><li>○環境に関する地域活動などに参画したり、支援したりします。</li><li>○自身の環境行動について周知・広報し、仲間を増やします。</li></ul>

## 環境豆知識 ～わくわくネイチャースクール～

本市では小学生（４～６年生）を対象に、矢作川の水資源に対する環境保全への理解を深める体験型環境学習事業を実施しています。




矢作川の水源地がある長野県根羽村で、魚つかみ、野菜収穫、間伐体験などの自然体験を行います。普段使っている水はどこから来ているのか、森林はどんな役割をしているかななどを考えるきっかけづくりになっています。



写真：わくわくネイチャースクールの様子

## (2) SDGs との関わり

「環境学習・環境行動」の取組みと関連する SDGs の目標とターゲットを示します。

目標	ターゲット
4 質の高い教育を みんなに 	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
12 つくる責任 つかう責任 	12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
17 パートナーシップ で目標を達成しよう 	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

## 環境豆知識 ～エコきち～

「エコきち」は、地域の講師による環境にやさしいモノづくり講座や、メダカプロジェクト・環境サミットなどといったイベントを開催するとともに、自然生物などの展示も行う環境学習事業の拠点（エコ活動の基地）です。

柿田公園管理事務所内にあり、年間を通じて 100 以上の環境学習事業を実施しています。



写真：エコきち講座の様子

## 2. 計画の体系

### (1) 体系図



## (2) 目的・状態・指標のまとめ

### 生活環境保全

- 目的 人が安心して生活するため
- 状態 大気・水などが良好な状態にあること
- 指標

指標	最新値 令和元年度 (2019年度)	目標 令和12年度 (2030年度)
①大気的环境基準 <sup>※</sup> 達成率	100%	100%
②水質的环境基準達成率	64%	100%
③道路騒音の要請限度 <sup>※</sup> 達成率	100%	100%
④ダイオキシン類の環境基準達成率	100%	100%

### 自然・都市共生

- 目的 良好な自然環境を守るため
- 状態 農地・水辺地などの自然環境が保たれる適正な土地利用を行っていること
- 指標

指標	最新値 令和2年(2020年)4月	目標 令和12年度 (2030年度)
①都市公園の面積	100.21ha	↑
②多面的機能活動対象区域面積率	90.3%	↑
③多自然川づくり整備延長距離	6,600m	↑

### 資源循環

- 目的 限りある資源を大切にするため
- 状態 廃棄物の減量、再利用、処理を適正に行っていること
- 指標

指標	最新値 令和元年度 (2019年度)	目標 令和12年度 (2030年度)
①1人1日当たりのごみ排出量	924g/人・日	↓
②最終埋立処分量	5,875t	↓

### 地球温暖化対策

- 目的 地球温暖化を緩和させるため
- 状態 二酸化炭素などの温室効果ガス<sup>※</sup>の排出量が少ない社会構造であること
- 指標

指標	基準年度 平成25年度 (2013年度)	最新値 平成29年度 (2017年度)	目標 令和12年度 (2030年度)
①温室効果ガス排出量	2,590千t-CO <sub>2</sub>	2,626千t-CO <sub>2</sub>	1,398千t-CO <sub>2</sub>

### 環境学習・環境行動

- 目的 4つの計画の柱を推進する環境意識を高めるため
- 状態 市民・事業者・行政が皆主体的に単独または協働で行動していること

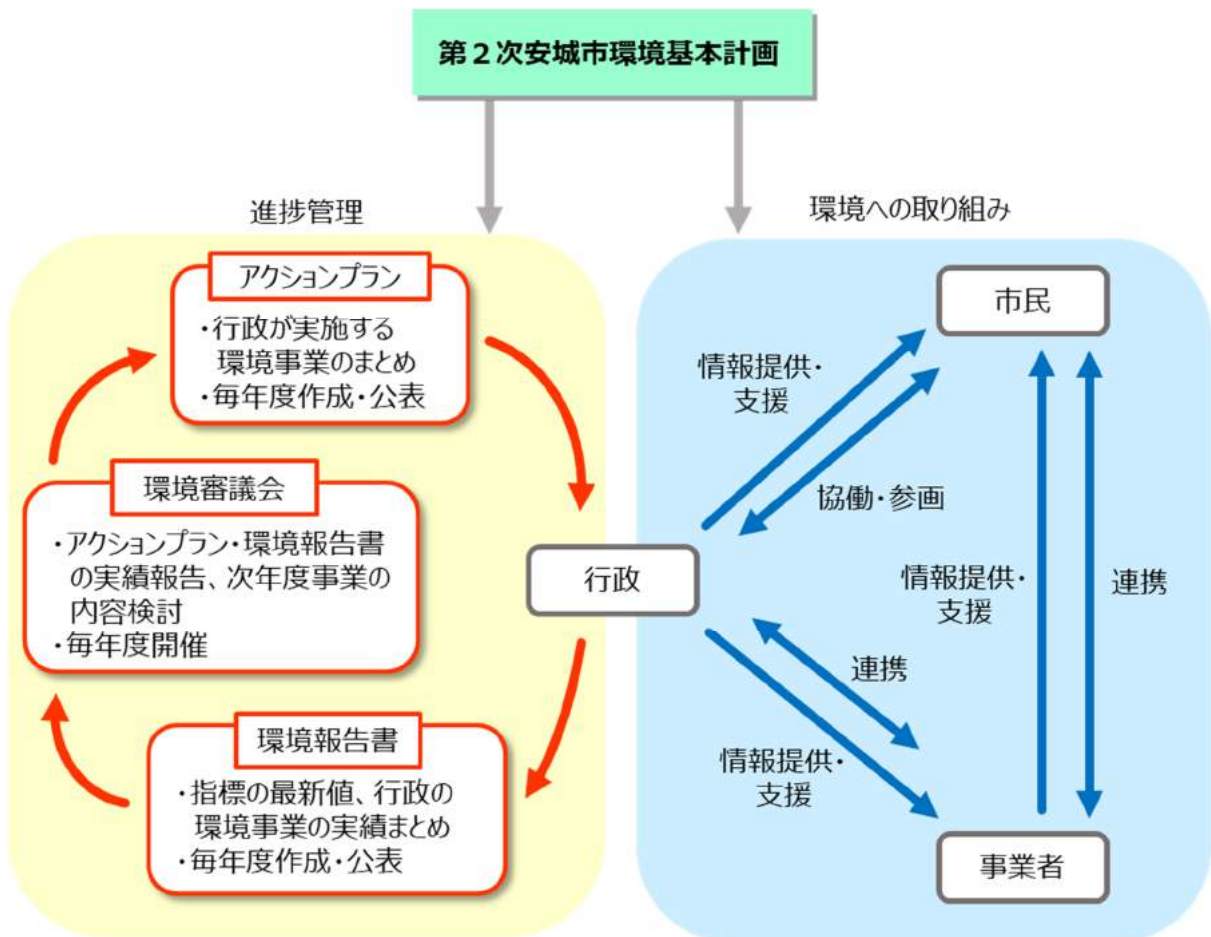
## 第4章 計画の推進と進行管理

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・行政が、それぞれの役割を果たし、協働することが必要です。

行政が実施する事業については、安城市総合計画における実施計画や、予算に基づき毎年度内容が決定されることから、当該年度に各担当課が実施する施策を取りまとめた「アクションプラン」を作成・公表し、直接事業を実施し、また、市民や事業者の環境行動の実施を支援します。

そして、年度終了後には、各担当課の施策の結果及び各柱の指標の最新数値を取りまとめます。

取りまとめた結果や最新数値については、安城市環境審議会などにて報告・公表し、以降の各担当課の施策の見直しを検討し、本計画の実効性を高めていきます。



## 資料編

## 1. 第2次安城市環境基本計画の策定経過

年	月	会議等
令和元年	10月	庁内策定作業部会開催 環境審議会開催 ・第2次安城市環境基本計画策定の諮問について
	12月	市民行動調査・事業者取組調査（アンケート調査）実施
令和2年	2月	庁内策定作業部会開催 環境審議会開催 ・第2次安城市環境基本計画の骨子案について ・市民・事業者における行動・取組調査の結果について
	6月	庁内策定作業部会開催 環境審議会開催 ・第2次安城市環境基本計画の基本施策・進捗管理方法について
令和2年	10月	庁内策定作業部会開催
	11月	環境審議会開催 ・第2次安城市環境基本計画の素案について
	12月	パブリックコメント実施 （令和2年12月15日～令和3年1月15日）
令和3年	1月	庁内策定作業部会開催
	2月	環境審議会開催 ・パブリックコメント内容の審議について ・第2次安城市環境基本計画策定の答申について

※ 環境審議会資料、アンケート調査結果は安城市ウェブサイトにて掲載しています。



## 2. 安城市環境審議会委員

■任期 令和元年10月20日～令和3年10月19日

役職	氏名(敬称略)	所属及び役職等	選任区分
会長	稲垣 実	安城市町内会長連絡協議会 副会長	各種団体の代表者
副会長	平岩 秀明	あいち中央農業協同組合 営農企画部 営農企画課 部長代行兼課長	各種団体の代表者
委員	飯尾 歩	中日新聞 論説委員	学識経験者
委員	鈴木 森晶	愛知工業大学 工学部土木工学科 教授	学識経験者
委員	浅田 奈津子	安城市消費生活学校 運営委員長	各種団体の代表者
委員	清田 昌彦	中部電力パワーグリッド株式会社 刈谷営業所 総務グループ長	各種団体の代表者
委員	岩井 初幸	安城商工会議所 事務局長	各種団体の代表者
委員	神谷 輝幸	特定非営利活動法人 地球温暖化対策地域協議会 エコネットあんじょう 理事長	各種団体の代表者
委員	棚橋 昭	株式会社デンソー 安全衛生環境部長	各種団体の代表者
委員	中尾 嘉文	愛知県地球温暖化 防止活動推進センター 事務局次長	各種団体の代表者
委員	野村 俊貴	安城青年会議所	各種団体の代表者
委員	久恒 美香	安城市教育委員会	各種団体の代表者
委員	前田 善明	西三河県民事務所 環境保全課長	関係行政機関の職員
委員	大野 真弓		その他市長が適当と認めた者(市民)
委員	都築 秀行		その他市長が適当と認めた者(市民)

注：役職名等は策定当時のもの。

### 3. 用語解説

#### あ行

アイドリング (P19、48)

自動車が走っていない時にエンジンをかけっぱなしにすること。

一般廃棄物 (P31、38、40)

事業活動に伴って生じる特定の廃棄物を産業廃棄物といい、それ以外の廃棄物 (産業廃棄物以外の事業活動に伴って排出されるものや一般家庭の日常生活から排出されるもの) を一般廃棄物という。

ウォームビズ (P46)

過度な暖房に頼らず、暖房時の室温 20℃ (目安) で快適に過ごすライフスタイルのこと。

雨水貯留浸透施設 (P49)

雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、下水道・河川への雨水流出量を抑制するもの。雨水貯留浸透施設には、公園や駐車場などの地表面に貯留するタイプと、建物の地下に貯留するタイプがある。

温室効果ガス (P6、9、30、40、41、45、46、47、48、49、55)

大気が太陽から受ける熱を保持し、一定の温度を保つ仕組みのことを温室効果といい、その効果を持つ気体を温室効果ガスという。地球温暖化対策の推進に関する法律において、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素が、温暖化防止のため削減対象の温室効果ガスと定められている。

#### か行

化学的酸素要求量 (COD) (P12)

水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。数値が高くなるほど汚濁物質が多く、「汚い」と評価される。

合併処理浄化槽 (P20)

水洗トイレ汚水 (し尿) と、台所や風呂、洗濯などの生活雑排水を、微生物の働きにより浄化処理する装置のこと。処理水はそのまま河川に流せる。

環境基準 (P12、13、18、55)

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準のこと。大気、水 (地下水含む)、土壌、騒音に対して設定されている。

環境保全協定 (P19、20、21)

地方自治体または地域住民団体とその地域内に立地し、または立地しようとする企業との間において、公害などの発生を防止し地域住民の健康及び生活環境を保全することを目的として締結する協定のこと。

気候変動適応法 (P4)

国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確にした法律。農業や防災などの各分野の適応を推進する気候変動適応計画を策定するとともに、計画の進展状況について、把握・評価手法を開発し、適応の総合的推進を図る。

クールビズ (P46)

過度な冷房に頼らず、冷房時の室温 28℃ (目安) で様々な工夫をして夏を快適に過ごすライフスタイルのこと。

光化学オキシダント (Ox) (P12)

工場の煙や自動車の排気ガスなどに含まれている窒素酸化物 (NOx) や炭化水素 (HC) が、太陽からの紫外線を受けて光化学反応を起こし、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートという物質が生成される。これらの物質は酸化させる力が強く、総称してオキシダントあるいは光化学オキシダントという。濃度が高くなると健康被害が発生することがある。

コージェネレーションシステム (P47)

発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯などの熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。

#### 固定価格買取制度 (P41)

再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度のこと。電力会社が買い取る費用の一部は、電力利用者から賦課金という形で集め、導入コストを考慮した買取価格を設定しており、再生可能エネルギーの導入を支援している。

#### さ行

#### 最終処分場 (P30)

廃棄物の収集・分別・焼却などの一連の処理工程の最後に行われる残渣の埋立処分を最終処分場という。処理する廃棄物によって、遮断型最終処分場、安定型最終処分場、管理型最終処分場に分かれ、それぞれの基準に従い、汚水の流出、地下水汚染、廃棄物の飛散・流出、ガス発生などへの対策を取っている。

#### 産業廃棄物 (P31、38)

工場、事業場などで事業活動に伴って生じる、燃え殻、汚泥、廃油など法律で定められた廃棄物のこと。事業者は自らの責任で、これによる環境汚染を生じさせないように適正に処理する責務がある。

#### COP21 (P40)

COP は、条約の締約国会議 (Conference of the Parties) の略で、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約の COP21 (第 21 回締約国会議) では、京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための約束事であるパリ協定が採択された。

#### 次世代自動車 (P19、48)

窒素酸化物 (NOx) や粒子状物質 (PM) などの大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車が挙げられる。

#### 生物化学的酸素要求量 (BOD) (P12)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと。河川の有機汚濁を測る代表的な指標。数値が高くなるほど汚濁物質が多く、「汚い」と評価される。

#### 生物多様性基本法 (P4)

生物多様性の保全と持続可能な利用をバランスよく推進することを定めた法律。

豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としている。

#### せん定枝 (P37)

公園の樹木や街路樹、庭木などの生育や樹形の管理を目的に切りそろえた際の枝の切りくずのこと。

#### た行

#### 田んぼの代かき (P20)

代かきは田んぼに水を入れ、土を砕いて均平にしていく作業のこと。稲をしっかりと育てるため、田植えの前に行く重要な準備であるが、攪拌 (かくはん) することで濁りや肥料成分が河川に流れ、水質悪化の一因となることがある。

#### 地球温暖化対策の推進に関する法律 (P4)

国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずることなどにより、地球温暖化対策の推進を図る。

#### 低公害車 (P19)

窒素酸化物 (NOx) や粒子状物質 (PM) などの大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない自動車のこと。低排出ガス認定自動車以外は、排ガスがクリーンな点が次世代自動車と共通している。

#### ディーゼル自動車 (P48)

軽油を燃料とする自動車で、従来は騒音が大きく黒煙を上げているイメージだったが、排出ガスや騒音が低減されたクリーンディーゼル自動車が登場した。

#### 都市農地 (P27)

生産緑地法の規定により定められた生産緑地地区区域内の農地のこと。

#### な行

#### 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) (P12)

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じる物質で、工場が主な発生源となり、自然界では火山活動でも放出される。濃度が高くなると、呼吸器に悪影響を及ぼす。

#### 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) (P12)

主として化石燃料の燃焼によって生じる物質で、発生源としては工場のボイラーなどの固定発生源と自動車などの移動発生源がある。濃度が高くなると、呼吸器に悪影響を及ぼす。

#### 燃料電池自動車 (P42)

搭載した燃料電池により発電した電力で走行する自動車のこと。燃料として水素が用いられ、水素と酸素を触媒により結合する過程で電気を発生させる。エネルギー利用効率が高く、排出ガスがクリーンで、圧縮水素はエネルギー貯蔵効率が高いことが特徴。

#### 農振農用地 (P23、26)

農業振興地域（総合的に農業振興を図り、優良な農地を確保するために国の定める指針に基づいて都道府県が指定した地域）内における、集団的に存在する農用地や土地改良事業の施行にかかる区域内の生産性の高い農地など、今後 10 年以上の長期に渡り農業上の利用を確保すべき地域として、安城市農業振興地域整備計画の中の農用地利用計画で定められた区域のこと。

#### は行

#### 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) (P12)

浮遊粒子状物質のうち、粒径 2.5 $\mu$ m（マイクロメートル： $\mu$ m=100 万分の 1m）以下の小さなもので、ものの燃焼や土壌の飛散などによって直接排出されるものと、硫酸化物や窒素酸化物などのガス状物質から環境大気中での化学反応により生成されたものがある。濃度が高くなると、健康被害が発生することがある。

#### 浮遊粒子状物質 (SPM) (P12)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 10 $\mu$ m（ $\mu$ m=100 万分の 1m）以下のものをいう。工場やディーゼル車の排出ガスなど人為的発生源によるものと、土壌の飛散など自然発生源によるものがある。濃度が高くなると、健康被害が発生することがある。

#### プラグインハイブリッド自動車 (P42)

家庭の外部コンセントから充電できるハイブリッド自動車のこと。災害時に家庭内の電気使用に非常用バッテリーとして利用することができるものもある。

#### や行

#### 優良農地 (P23、27)

農業振興地域の整備に関する法律により、農用地区域として設定された農地のこと。良好な状態で維持・保全し、かつ有効利用を図ることが求められる。

#### 要請限度 (P13、18、55)

自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度のこと。



---

---

第2次安城市環境基本計画

令和3年3月

安城市 産業環境部 環境都市推進課

〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号

TEL : 0566-76-1111 (代表)

FAX : 0566-76-1112

---

---